

令和4年第7回定例会会議録

招 集 年 月 日	令和4年9月13日（火曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	9月13日 10時00分 渡久地政雄議長宣言			
散 会	9月13日 15時33分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	渡久地 政 雄 議員	7	内 間 広 樹 議員
	2	並 里 晴 男 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	虻 江 修 議員	9	内 田 竹 保 議員
	5	島 袋 勉 議員	10	名 嘉 實 議員
	6	山 城 善 彦 議員	11	亀 里 敏 郎 議員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島袋 裕次 君 主 査 金城 成 君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	名城 政英 君	副 村 長	内 間 常 喜 君
	教 育 長	玉 城 洋 之 君	総 務 課 長	西 江 忍 君
	福 祉 課 長	新 城 米 広 君	住 民 課 長	平 敷 兼 清 君
	会 計 管 理 者	玉 城 睦 美 君	企 画 課 長	島 袋 英 樹 君
	農 林 水 産 課 長	浦 崎 悟 君	建 設 課 長	知 念 利 次 君
	商 工 観 光 課 長	金 城 幸 人 君	教 育 行 政 課 長	万 寿 祥 久 君
	医 療 保 健 課 長	山 城 直 也 君	公 営 企 業 課 長	玉 城 正 朝 君
	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 城 篤 君	総 務 課 長 補 佐	古 堅 裕 喜 君
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和4年第7回伊江村議会定例会議事日程（第1号）

令和4年9月13日（火）午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名（6番 山城善彦議員・7番 内間広樹議員）
第2		会期決定の件
第3		議長の諸般の報告
第4		村長の行政報告
第5		村長の所信表明
第6		一般質問（4人）
第7	報告第12号	令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書の提出について
第8	報告第13号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第9	報告第14号	伊江村畜産総合施設整備工事（R3）建築の専決処分の報告について
第10	報告第15号	農業基盤整備促進事業（東江上第3地区）整備工事（R3）その3の専決処分の報告について
第11	同意第6号	教育委員の任命について
第12	議案第50号	伊江村畜産総合施設家畜運搬車購入の契約変更について
第13	議案第51号	村民レク広場備品購入（管理用機械）の契約について
第14	議案第52号	西小学校外構改修工事（R4）の請負契約について
第15	議案第53号	伊江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第16	議案第54号	伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまから、令和4年第7回伊江村議会定例会を開会いたします。

(開会時刻10時00分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 山城善彦議員、7番 内間広樹議員を指名します。

日程第2 会期の決定について議題とします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの3日間にしたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって会期は、3日間に決定しました。

日程第3 議長の諸般の報告を行います。

今定例会の意見書第3号については、総務常任委員会へ付託しましたので報告します。また、沖縄県農業協同組合から要請のありました持続可能な農業生産基盤の確立に関する要請書については、配付した資料のとおりでございます。村当局におかれましては、現社会情勢を鑑み、特段の御配慮をお願いいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告が、お手元にお配りしました写しのとおり提出されています。

次に、私の主な出張等について、報告をします。

7月13日、沖縄防衛局長に対し、提供施設外へのパラシュート落下事故に対する意見書を副議長、総務委員長とともに手交しました。

7月17日、伊江村郷友会総会が浦添・宜野湾漁協で開催され出席しました。

7月22日、全国離島振興市町村議会議長会、令和4年度第1回総会等が東京都の全国町村議員会館で開催され出席しました。

7月26日～29日、総務常任委員会、経済・公営企業常任委員会会合による所管事務調査を行いました。沖縄県本部町及び大分県においてスポーツ・アカデミーに関する調査、高知県においてスジアオノリ陸上養殖場に関する調査を行いました。調査の際は、内間常喜副村長をはじめ、担当課職員の派遣をいただき御礼申し上げます。

なお、調査報告書はお手元に配付したとおりでございます。

8月17日、北部振興会評議員会が名護市の北部会館で開催され、出席しました。

8月25日、北部市町村議会議長会第2回理事会・総会及び北部広域市町村圏事務組合議会第60回定例会が名護市の北部会館で行われ出席しました。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 村長の行政報告を行います。村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

おはようございます。それでは行政報告を申し上げます。

令和4年第7回伊江村議会定例会を開催しましたところ、全議員出席を賜り、心から感謝申し上げます。なお9月11日の議会選挙に当選されました現職の議員の皆さん、皆様誠におめでとうございます。また、今期をもって勇退されます山城議員には2期8年間、それから内田竹保議員におかれましては5期20年間、また監査委員として御尽力をいただきました。お二人にはこれまでの御尽力に対し、心から感謝を申し上げます。

す。今後ともそれぞれの立場から御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは行政報告を申し上げます。1点目に、伊江中学校へのグランドピアノ及び3学校への放送機器の寄贈についてでございます。本村川平区出身で株式会社ナンポー・株式会社ちとせ印刷会長の安里正男様より、島の子どもたちのためにと、伊江中学校へ600万円のグランドピアノと3学校が運動会などで使用する放送機器、二セット併せて1,000万円相当の御寄贈をいただきました。

7月20日、伊江中学校に安里氏と社長で娘の安里睦子氏をお招きして、グランドピアノのお披露目式と全校生徒による感謝の集いが行われ、全校生徒から感謝の気持ちを伝えるとともに、安里正男氏から後輩たちへ寄贈の思いと激励を賜っております。また、放送機器は9月中の納品が予定されており、10月の両小学校での運動会においてお披露目されることになっております。安里正男氏におかれましては、各種イベント等に対し公私に渡る御芳志をいただくとともに、コロナ禍における村民へのマスクと体温計をはじめ多額の御支援を賜っております。ふるさと伊江村への御考慮に対し深甚なる感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

2点目に、明治安田生命「私の地元応援募金」についての報告でございます。8月24日明治安田生命保険相互会社より地方自治体と連携し、地域貢献や地域の活性化に取り組む「私の地元応援募金」として40万3,500円の寄附金の贈呈がございました。令和3年1月に提携しました包括連携協定に基づき教育や福祉に相互連携して取り組もうとの趣旨で行われ、今回はふるさと支援へ充てて取り組んでまいりたいと考えております。

3点目には、伊是名牛助著の伊江島考察史刊行公開の開催についてでございます。8月29日改善センターホールにおいて、伊江島考察史の刊行報告会を行いました。伊江島考察史は、伊是名牛助氏が執筆した本村の琉球王国時代から明治にかけての番所の資料や催事、生活様式、ことわざなどの民俗資料が908ページにわたり記載されている本村の歴史や民俗を知る必要な文献でございます。2011年に伊是名牛助の孫の山根光正氏より村へ寄贈いただき、平成22年に伊江島考察史現代語訳検討委員会が発足され、委員の皆様の12年間の長きに渡る現代語訳へと調査研究により、令和3年度に一括交付金を活用して刊行することができました。報告会には山根光正氏をお招きして刊行を報告するとともに感謝を申し上げ、また検討委員会の皆さんに長年度の御協力、御苦勞に対し敬意とお礼を申し上げた次第でございます。刊行された伊江島考察史は、学校図書館や中央公民館図書室、各区公民館をはじめ、県内の図書館、資料館などへの関係機関で閲覧することができます。今後さらなる活用に向けて周知に努めてまいりたいと思います。

4点目に、北部地区畜産共進会に向けた巡回審査について、8月26日に開催予定しておりました令和4年度伊江村畜産共進会につきましては、村内における新型コロナウイルス感染状況などを考慮し開催中止といたしました。また、北部地区畜産共進会や沖縄県畜産共進会においては、現段階においては通常開催を予定していることから、沖縄県家畜改良協会より荻堂義光氏を審査委員にお招きし、巡回審査を実施をいたしております。審査結果につきましては、議員のお手元に配付しておりますので、御覧いただきたいと思います。北部地区畜産共進会については、来る9月22日に開催が予定され、令和元年度以来3年ぶりの本村からの出品となることから、和牛改良組合をはじめ、各区並びに畜産関係団体と連携を図りながら優秀な成績を収められるよう取り組んでまいりたいと考えております。

5点目は、村内の新型コロナウイルス感染状況についてでございます。オミクロン株の影響と思われる第7波が猛威を振るい、今年は3年ぶりに行動制限のない中での夏休みやお盆を迎えたことが、村内の7月中旬から現在までの間、連日の感染者が確認されております。幸い村内の感染者は軽症が多く、ほとんどの方が自宅療養となり重症化に至った方はおりません。これも診療所の医師をはじめ、関係各位の御協力と村民の皆様御協力の賜物だと感謝を申し上げます。今後も感染者が確認された際には、防災無線にて報告と注意

喚起を行うとともに国・県の情報収集を図り、感染対策に取り組めますので、村民の皆さんの御理解をお願いいたします。なお、詳細は別紙資料を御参照いただければと思います。

続きまして6点目に、児童生徒の活躍状況についてでございます。児童生徒の活躍状況については、お手元に配付してあります資料のとおりでございます。夏休みは多くの児童生徒が県内、九州全国大会の国内で活躍が見られました。中でも第42回沖縄県中学校陸上競技大会での6年ぶりの総合優勝と、全国高校生定時制通信制陸上競技大会に出場した阿良区の長嶺涼風さんの100メートル、200メートルでの2冠優勝、それから第35回全日本小学生相撲優勝大会九州予選会及び九電全九州わんぱく相撲大会での伊江村伊江西小学校の団体の部での初優勝、そして九州中学校相撲競技大会の団体3位は、村民に元気を与えているものであり、本村をはじめ関係者に敬意を表します。なお、詳細は別紙資料を御覧いただき、子どもたちを激励いただければと思います。

7点目に、建設事業の執行状況についてでございます。7月12日の臨時会以降の建設事業の執行状況は、配付した資料のとおり工事5件、委託業務7件、備品購入5件、合計17件を執行いたしましたので御報告いたします。

8点目に、私の県外出張等について、御報告をいたします。令和4年7月19日から21日にかけて、3年ぶりとなる北部市町村長視察研修会が兵庫県において開催され参加をいたしております。今回の研修会では、今帰仁村、名護市のオリオン嵐山ゴルフクラブの地形と自然環境を生かした北部テーマパーク事業について、北部テーマパーク事業の準備会社として設立した株式会社ジャパンエンターテインメントから、事業計画についての説明を受け、北部テーマパーク事業が北部地域の全体の成長につながるよう意見交換を行っております。また兵庫県豊岡市の豊岡観光イノベーション、豊岡版DMOとの意見交換や国道交通省選定重点道の駅に選定されている但馬道の駅まほろばの運営形態等を視察いたしてまいりました。

視察研修の終了後、上京いたしまして、7月22日には名護市長、大宜味村長、今帰仁村長とともに北部振興事業の継続要請を内閣府において、沖縄担当大臣に直接要請をしてまいりました。

また、全国の離島議長会理事会を兼ね、上京中の渡久地政雄議長にもお願いをいたしまして、内閣府の総括監をはじめ、沖縄振興局長への私の就任挨拶と伊江村の北部振興事業の要望を議長とともに行ってまいりました。

また、渡久地議長とともに防衛省へ地域協力局長をはじめ、伊江村が実施している医療担当課長へ私の就任挨拶とともに今後の防衛省関連の事業の要請を行ってまいりました。

以上で行政報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

以上で、村長の行政報告を終わります。

日程第5. 村長から所信表明の申し出があります。

これを許します。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

それでは所信表明を申し上げます。

はじめに、私は、去る7月に執行された村長選挙において、議員各位をはじめ、村民皆様の温かいご支持、ご支援を賜り、村政運営を負託され、7月3日に第34代伊江村長として就任しました、その責任と使命の重さを日々強く感じているところであります。

今後の山積する本村の課題解決に向けた、村政の推進にあたって、議会をはじめ、関係団体並びに村民皆様のご提言等を拝聴・尊重し、村民福祉の増進と、村の振興発展に向け、誠心誠意全精力を傾注し取り組む所存であります。

就任後の、去る7月12日の第6回臨時会では、内間常喜副村長の選任及び玉城洋之教育長の任命案件を、全会一致で同意いただきました。心から感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

しかしながら、その初議会では、私の所信の一端を申し述べることができず、本日の第7回伊江村議会定例会の開会にあたり、提案している諸議案の説明に先立ち、私の村政運営の基本姿勢と、所信の一端を申し述べ、議員各位並びに村民皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

故島袋秀幸前村長には、平成25年4月に第31代伊江村長に就任以来3期9年余にわたり、村政の舵取りをなされ、議会をはじめ村民皆様の絶大なご協力のもと、産業、福祉、医療、教育文化、生活環境、船舶事業等の各分野にわたり、人々が生活を営み産業振興に必要な基盤施設である、社会資本を数多く整備され、村の振興発展と村民の豊かで安心・安全な暮らしや、医療・福祉の充実と、村の抱えていた多くの懸案事項の解決に、最善を尽くされた功績は、村民周知のとおりであります。

これまでのご活躍とご心労に対し、心から敬意と感謝を申し上げますと共に、3期目の道半ばでご逝去された前村長のご冥福を心からお祈り申し上げます。

私は、7月の村長就任以来、島袋前村長の村政運営の遺志を引き継ぎ「村民との対話による協働の村づくり」、「公明正大」、「民主・共生」を基本に、村民福祉の向上と、村の伸長発展に向けて、職員一丸となって村政運営に取り組む決意をしているところであります。

今後も、その基本姿勢を堅持しつつ、山積する課題解決を図り、これからの伊江村の基盤づくりに向け、議会をはじめ各関係団体並びに、村民皆様のご理解とご協力を仰ぎながら、誠心誠意「村民本位」の村政運営に全精力で取り組む所存であります。

私は、去る3月定例会において、前村長が掲げた令和4年度施政方針を、行政の継続性の面からも、しっかりと引継ぎ、その後の状況等の変化を踏まえつつ、令和4年度施政方針に示した取り組むべき重点施策等について、変化があった施策等も含め、私の就任後、初となる定例会にて、今後の村政運営の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに村民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

先ずは優先して取り組むべきことの1点目として、

1. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底

昨年12月から、感染率の高いコロナウイルスオミクロン株が猛威を振るい、今なお収束する状況にはなく、現在も沖縄県医療非常事態宣言下にあり、極めて深刻かつ憂慮すべき事態となっております。直面する最優先の課題としまして、何よりも新型コロナウイルス感染症への対応でございます。

日頃から、村民、事業者をはじめ、多くの方々の感染防止対策へのご理解ご協力並びに、独自の感染防止対策の実施に感謝申し上げます。

新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、高齢者及び基礎疾患を持っている方々への、4回目のワクチン接種を9月中に実施させ、今後はオミクロン株ワクチン接種に向けて取り組んでまいります。

2. コロナ禍及び輸出規制・円安等の影響による物価上昇への支援

コロナ禍及び物価上昇で困窮する家庭への生活支援として、全村民への1万円のタッチゅん商品券の配布、経済回復のため観光商工業の緊急支援として、観光プレミアム商品券の発行及び商工会によるプレミアム商品券の支援に引き続き取り組んでまいります。

また、農林水産業を取り巻く様々な物価が上昇しており、早急の実態調査を実施し国・県の事業を活用しながら、物価上昇分の支援ができるよう取り組んでまいります。学校給食にも影響が出ておりますが、保護者の負担軽減を図るため、給食費を値上げすることなく、安心安全な給食が提供できるよう支援してまいります。

今後においても、コロナ禍から村民の健康と命を守り、安心・安全な生活環境の確保に向けた、きめ細や

かな支援を行うとともに、物価高騰により景気が低迷しているすべての産業活動への支援を、躊躇なく実効性のあるものとし、必要な時期に的確・迅速に対応できるよう、全力で取り組んでまいります。

さて、伊江村は、歴代の為政者のリーダーシップのもと、村民の英知と「融和」、「勤労」、「躍進」を合言葉の下に、不撓不屈の精神で弛まぬ努力を重ね、今日の繁栄を築いて来られました。今日の繁栄を享受できることに感謝するとともに、先人たちの豊かな村づくりにかけた情熱と、ご労苦に思いを致すとき、さらに住みよい希望に満ちたふるさと「伊江村」の実現に邁進し、次世代に引き継ぐ使命と責務を、改めて強くしているところであります。

先人たちの不屈の精神と団結力、協調精神は、今のコロナ禍等のこれまで経験したこのない国難と言われる時代を、村民とともに乗り越え、希望に満ちた明日の伊江村づくりへの道標となるものであります。

私は、「全体の奉仕者」として自覚と誇りを持てる職員の育成と資質の向上更には、コミュニケーションを図り、今後の多岐多様な住民ニーズに応え、村民福祉の向上と、村の伸長発展に公明正大、村民主体の村政の推進を常に念頭におき、職員とともに取り組んでまいります。

本村では、昭和56年の第1次総合計画を皮切りに、地域経営の指針を策定し、10年ごとの村づくりを推進してきました。これまで築いてきた実績を土台として、「第5次伊江村総合計画」で定めた、村の将来像である「自然豊かな環境で、誇りを持って、みんなが協働し、活気あふれる村」の実現に向けて、各分野において諸施策を展開してまいります。

一方で、離島で小規模町村である本村を取り巻く状況は、いつの時代でも、極めて厳しいことを念頭に、施策の選択と集中と、将来にわたる財政規律を図ることが求められております。

伊江村は、これまで昭和61年の最初の行政改革を皮切りに、累次にわたり行政改革を進め、行政組織のスリム化や事務事業の見直し等を行い、一定の成果を収めてきたところであります。

昨年策定した第5次の行財政改革大綱の精神を受け継ぎ、開かれた行政の推進と、効率的な行政システムの確立等を図り、更なる、良質で充実した住民サービスの提供に取り組んでまいります。

また、世界的な取り組みであるSDGs（持続可能な開発目標）は、時代の趨勢であり、経済・社会・環境の側面から諸施策を推進し、調和のとれた持続可能な伊江村の発展と「誰ひとりも取り残さない、環境負荷の少ない社会」の実現を目指し、国、県の推進方針を注視し適切に取り組んでまいります。

今後の村政推進においても、これまで培ってきた村の基盤を糧に、村民の豊かさと幸せを第一に、村民一人ひとりが活躍し輝く村、自然、健康、文化を育み協働で築く活力ある村の実現に向け、「融和」、「勤労」、「躍進」の理念を村民と共有し、全力で取り組んでまいります。

先ずは、令和4年度予算の事務・事業の着実かつ適正な執行は大前提であります。同時に、早期に取り組まなければならない懸案事項や県営事業等の要請及び長年の懸案事項への取り組みなど、令和4年度施政方針に示した重点施策に変化のあった次の事項を推し進めてまいります。

1. スポーツ・アカデミー計画について

これまで、計画立案先の伊江島スポーツ・アカデミー株式会社から、提案説明を受けて検討をしてまいりましたが、村議会及び庁議メンバーと協議を重ねた結果、計画の実現性や莫大な予算額と、農振地域内への施設建設敷地確保等、課題が多く、村民のコンセンサスが得られないことから、提案された計画を断念することにいたしました。

村議会議員におかれましては、スポーツ・アカデミーの計画実現性等の調査のために、先進地視察調査を実施していただき、敬意と感謝を申し上げます。併せて、スジアオノリ養殖施設整備事業調査についても、実施していただき理解を深めていただきましたことに、重ねて御礼申し上げます。

2. 村道整備事業について

7月に北部振興事業で事業採択された、村道川平集落道14号線（ファミリーマート伊江東店～太陽釣具店間）を、快適な交通環境の改善を図る目的として、歩道付き道路整備の実施、また、村道川平農道線（G Iビーチ～西崎漁港入口間）は、一車線道路と道幅が狭く通行に支障をきたしていることから、二車線道路整備を実施してまいります。

3. 水道事業について

老朽化している城山浄水施設の浄水システム更新を、防衛省の民生安定事業での整備を要望し、安心安全で良質な水道水の供給に努めてまいります。なお今年度は設計を実施し、5年度に工事の予定でございます。

4. 伊江島蒸留所の機能強化事業について

伊江島蒸留所は建設から19年が経過し、施設や周辺の改修が必要となり、今年度から令和5年度にかけて北部振興事業を活用し、生産性向上に向けた、機能強化を図ってまいります。

5. 本部港・伊江港の改修及び施設整備について

伊江港内静穏度向上工事が順調に進んでおり、令和4年12月には完了する予定となっております。引き続き西側マリナ施設整備に向けて要請してまいります。また、伊江港内の荷捌き施設の早期整備が必要なことから、村の沖縄振興特別交付金で今年度は実施設計に取り組んでまいります。

本部港では、既存屋外駐車場の立体化整備や、フェリー乗船時の風雨や陽ざしを防ぐ、屋根付き歩道の整備の早期実現に向けて、関係機関に要望してまいります。

6. 伊江島空港の有効活用について

昨年議会においても意見書等を決議し、沖縄県、沖縄県議会に要請していただきました、空港の有効活用は、本村の大きな行政課題であります。クリアすべき課題が山積しており、その解決は厳しい道のりが予想されます。まずは、実態調査を含めた調査事業を、北部振興事業を活用し、沖縄県や関係機関と協議を進めながら取り組んでまいります。

7. 県営事業について

県営農地保全整備事業（アキナ地区）の早期整備をはじめ、治山事業による防潮防風林の整備について、引き続き要請してまいります。

コロナ禍が社会全体を覆い、多くの社会活動に制限や日常生活における行動の変容が求められる状況下と、様々な分野での物価上昇により、景気が低迷している社会情勢においても、市町村行政は、これまで以上に、質の高い住民サービスが求められております。日々変化し複雑、多様化する行政需要に的確、迅速に対応するには、国、県の動向を敏感に感じ取り、常に自己研鑽に努め、住民の声・ニーズを的確に捉え村政に反映していく、職員の育成と職場づくりは言うまでもありません。職員が村民のために、働く喜びと幸せを感じられる職場環境づくりが肝要であり、労使一体となった取り組みにより成されるものと考えております。

役場は「村民の役に立つ場」であり、村民からの信頼を強固なものとするべく公務員として高いコンプライアンス意識を高め、職員一人ひとりが、この郷土伊江島に愛着と誇りを持ち、生き生きと働ける労働環境づくりを率先して取り組むことが、各自の能力の発揮を促し、ひいては村民目線に立った村政の推進につながるものと確信いたします。

離島で脆弱な財政基盤や限りある行政資源を背景に、行政効果を高めるには、事務・事業の厳選・及び選択と集中は必須であり、行財政改革の推進は、良質な行政サービスの提供と本村の持続的発展に資する財政基盤を確立するうえで、行政の避けて通ることできない重要な施策であります。議会をはじめ各団体や村民、事業者の皆様の方の行財政改革の推進に対しまして、今後のご理解とご協力をお願い申し上げます。

今、国難と言われる様々な社会状況を心ひとつに乗り切り、希望に満ちた夢のある明日の実現に向け、「ともに寄り添い」、「ともに踏ん張り」、「ともに励まし」頑張ってまいりましょう。

結びに、村民皆様のご健康とご活躍を心から祈念申し上げますとともに、今後の村政運営に議員各位、関係団体並びに村民、事業者、関係者各位の深いご理解と、ご協力、ご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年9月13日 伊江村長 名城政英

ありがとうございました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで村長の所信表明は終わりました。

日程第6 一般質問を行います。

通告順次、発言を許します。

11番 亀里敏郎議員の登壇を許します。11番 亀里敏郎議員。

○ 11番 亀 里 敏 郎 議員

おはようございます。本定例会には昨日、伊江村議会議員の当選証書を付与されました新しい2人の議員と、そして村内各団体の長の皆様に傍聴いただきまして、誠にありがとうございました。私も昨日の付与式で、第20期の伊江村議会議員の当選証書を付与されました。それを受け安堵し向かう4年間、意欲を燃やしているところでございます。本定例会は伊江村議会19期として、最後となる一般質問でございます。どうか実りある答弁を期待いたしまして、通告に基づきまして1点の一般質問を行います。

件名1. 海洋深層水開発について問うでございます。

平成29年3月定例会で、海洋深層水に関する提言をし、その開発の将来展望について当時の島袋秀幸村長の見解を伺いました。

答弁は、「今後の国、県の海洋深層水に関する施策の動向や、海洋深層水利用システムの技術開発の進展の把握に努めるとともに、本村での事業構築の可能性について、県と協議調整を図りながら、調査検討を行っていきたくと考えております」との答弁がありました。

そこで行政の継続性を鑑みて伺います。1つ目に、県と協議調整はなされたのか、調整があったならばその内容はどうか。

2点目に、現名城村長の海洋深層水開発についてのご見解を伺います。よろしく申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

それでは亀里敏郎議員の「海洋深層水開発について問う」の御質問にお答えいたします。

平成29年3月伊江村議会定例会におきまして、亀里議員より「伊江島での海洋深層水利用システム開発調査について」の一般質問を受け、調査研究の必要性から平成30年4月に議会、村当局の総勢18人で久米島町の海洋深層水研究所の視察を行っております。海洋深層水の温度差を利用した海洋温度差発電実証施設と深層水を利用した農業、水産業の研究事案について調査を行っております。また、深層水を利用する企業18社の生産額は、年間約25億円、雇用者は、約300人となっており、久米島における一大産業となっております。

それでは1つ目の「県と協議調整はなされたのか、調整があったならばその内容はどうか」について、お答えいたします。

平成29年11月に、当時の政策調整室長と担当職員2人が県農林総務課とのヒアリングを行い、県に対し、

①「県が海洋深層水研究所を久米島町に選定した理由」、②「久米島町と同様の施設を今後、他市町村に設置する予定はあるか」、③「伊江村が施設整備を行った場合、整備にかかる県の補助等はあるか」、④「海洋深層水研究所を整備した際の総工費及び年間維持費」について聞き取り調査をしたところ、まず①の質問に

対して、平成6年度に「海洋深層水研究拠点立地条件調査」を沖縄県が実施し、当初は伊江村も候補地として挙がっていたが、水深600メートル以上の条件を満たさず、選考から漏れ、最終候補地の国頭村辺士名、栗国島、久米島の中から平成7年度に海拔の低さ、それから離島の活性化を重視した結果、久米島を選定したということでございます。

②の質問に、研究施設としては、県内で1施設あれば十分であり、よって今後、他に施設を建設する予定は沖縄県はないということの回答でございます。

③点目に、整備にかかる県の補助については、該当するものがないとの回答でございます。

④点目には、海洋深層水研究所の総事業費は59億円、国の補助率は2分の1、年間の維持管理費は約1億3,000万円との回答を受けております。以上が、調査の結果と県議との調査のヒアリングの結果でございます。

それでは2つ目の御質問、「現村長の海洋深層水開発についての御見解はどうか。」について、お答えいたします。

1つ目の答弁で申し上げたとおり、施設整備に関する平成29年当時の県による回答は大変厳しい内容となっておりますが、村の振興を図るうえでの新たな産業の創出は、私も大変重要であるとの認識は同じでございます。よって今後も国を含めた関係機関との協議を引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

11番 亀里敏郎議員。

○ 11番 亀 里 敏 郎 議員

2点目の現村長の見解について、私は前向きだと思っております。先見の明にたけて名城村長なら、私は実現可能と見ております。そこで再質問させていただきます。

答弁書には600メートルにこだわっておりますけど、深層水とは定義は御存じでしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 島袋英樹君。

○ 企画課長 島 袋 英 樹 君

海洋深層水の定義ということでございますが、水深200メートル以下ということになっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

11番 亀里敏郎議員。

○ 11番 亀 里 敏 郎 議員

ならばですね課長、この600メートルにこだわる必要はありません。私もただ5年前に、何も分からずに一般質問したものであります。北側海岸は1キロメートルもすれば300から400ぐらいの水深があります。これを先ほど皆さんが言うこの600メートルは探せないから、この深層水は少し難しい。ということは理論に私は反すると思っております。それはぜひ確認していただければと思います。

そして、皆さんの答弁書にもあります、この59億円という膨大な経費はかかりますが、年間25億の生産量があります。そして300人の雇用効果も出るということを皆さん認めているわけです。これは単に県が駄目ということです。引き下がるということは、いかながなものかと思えますが、その辺のところいかがでしょうか。村長として。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

冒頭、最後の質問の中に「海洋深層水の定義について」ということがありましたが、課長の答弁もそうなんですけど、海洋深層水というのは本来、200メートルより下の水を海洋深層水と言われる。それと1,000メートルから極めて湧昇した分が200メートル以下です。が海洋深層水、これ1,000メートル以下のより深いところにある深層水が北極から南極に向けて2000年かけてこう循環しているのが海洋深層水だということを、当時高知県に行ったときに勉強させていただきました。今回視察されたと思いますが、その室戸岬沖の深層水のあり方が、向こうは大陸棚から約200メートル大陸棚から極端にとんと下がった海溝の部分があって、そこが600メートルぐらいで深層水が取れると。というのは、先ほど冒頭申し上げたこの1,000メートル以下にある北極から南極、そしてアメリカ大陸に向けて向かっていくこの深層水の流れが、流れよりほかの流れがこのちょうど室戸岬のこの流れの一環にあるということで、その室戸岬沖には深層水が600メートルよりもっと400メートルぐらいに上がってくるということの調査結果があって、そこは最初に全国で最初の深層水の研究施設として成功されたということ、私は当時聞いたことがあります。ですから600メートルとか、200メートルという話もありますけれども、なかなかその件については、沖縄県も調査されたところが久米島であったということ。やはり莫大な予算がかかるということだけについても、避けて通れない。いくら希望してもなかなか難しいのかなと思っていますが、事態が変わってきていますから、どのような形で、どのような状況で、あるいは伊江村がこの海洋深層水をどのように活用するかということにまずは、第一義的なことがないといけないだろうと思います。例えば、私どもの今回計画している養殖施設だけに、これだけの莫大な予算をかけて深層水を組むのかということだけでは、なかなか国のこれだけの事業を補助金を使ってやるとするのであれば、やはり費用対効果の面から事業というのを見るのは、なかなか採択が難しいのかなと思います。

先ほどありましたように、確かに様々な産業がここで生まれてきます。早めにそういったこともできるのかということについて勉強しながら、初めてそういった深層水の事業に向かって取り組むことができるのかと思いますので、トータル的にあきらめるのではなくて、トータル的に物事を考えていきながら長時間にかけて、今回調査も今後もまた協議をさせていただければと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

11番 亀里敏郎議員。

○ 11番 亀 里 敏 郎 議員

これ実はこの海洋深層水とは、太陽の光が届かないということは、平たく言いますと雑菌がない。そして18度ぐらいまで下がるんです。200メートルでも、100メートルでも。その冷たい水を海洋深層水と定義づけられているんです。南極北極はそんなに関係ありませんので、これは御理解いただきたいです。それと費用対効果も出ていまして、水産部門だけじゃないですね海洋深層水は。水産部門では、カジメとかアオサ、小さな海藻類とか育てます。そして医療分野でも大変活躍しています。便通がよくなって、貧血が改善された。免疫力が向上する、血流が改善される。こうして工業分野では、ミネラルウォーター、化粧品、そして農業分野ではトマトとかホーレン草の栽培、すごい効果を実証されています。その辺のところを皆さんはどう考えておられますか。お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 島袋英樹君。

○ 企画課長 島 袋 英 樹 君

議員おっしゃるとおり、長きにわたりましていろんな全国で何か所かそういった研究所、海洋深層水を活用した実証研究所をスタートしてから、これまで様々な海洋深層水の効用というのが、数がだんだん増えている。議員おっしゃった部分は認識しているところであります。また4年、5年、平成29年当時のころより、

これだけの調査研究が進んでおりまして、議員おっしゃるように、これまで通りの水産、農業、そして化粧品とかというもの以上に、今おっしゃった医薬品とか、成果として実証されているところでもあります。先ほど村長からありましたとおり、費用を有する形においてやはり島の振興その辺の部分において、村長が申し上げたとおり可能性は秘めている部分において、さらに今後継続してその辺の研究成果の部分も取り入れながら、立地する企業のニーズ、その辺の部分も確認しながら、継続して引き続き研究してまいりたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

11番 亀里敏郎議員。

○ 11番 亀 里 敏 郎 議員

先ほど、久米島だけの深層水で沖縄県は十分だという御答弁がありました。実はこれ違うんですね。今、久米島は今の規模を10倍に広げないといけない。そういう課程なんです。伊江島もすぐにできるものではないですけど、将来展望をすごく私は考える時期が来ていると思います。わずか20年弱でも10倍に広げていかなければ、需要に応えきれない。18社が深層水を使っているんですよ。ましてや伊江島でやるとすれば、もっと増えるかもしれません。沖縄本島からも。そういう企業誘致にしても、大変将来の伊江村での振興発展にも必要な改善策だと思えますけど、その辺の将来展望としてどうでしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

冒頭申し上げましたが、将来展望としてひいてはまさに同感でありますし、今後のそういった面については、しっかりと情報を得ながらそれと今後とも機会あるごとにそういった、海洋深層水のあり方、あるいは必要性をよく見て、国、県の動きをしっかりと見ながら夢なくすことなく、しっかりと取り組んでいけるように努力してまいります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

11番 亀里敏郎議員。

○ 11番 亀 里 敏 郎 議員

費用対効果いろいろとあります。久米島につきましては、工事費が50億円、そして施設備品が1億円、調査費等が2.5億円、用地費が約5.5億円となって、事務費等が0.5億円程度の予算とあります。これ持続可能な産業開発なので、私は決して高い経費ではないと。これずっと、1、2年で終わる仕事ではないんですよ。ずっと継続的に、持続可能な産業開発ですよ。そういうことにつながることで、そして雇用効果、私どもはずっと議会でも人口減少傾向だと危惧した議論をやってまいりました。それを解消するのに、この深層水を利用した産業開発、こうした企業誘致というのは私は最大の効果を発すると信じていますが、村長いかがでしょうかね、雇用効果等ですけど。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

ただいま持続可能な産業開発等について、そういう可能性、そしてこれから見いだされる様々な雇用効果だったり、あるいは人口増加等にも今後つながっていくということについて、まさにおっしゃるとおりだと思っていますし、何分長時間にわたってかかることではございます。まず1期目として、こう向こう4年間でしっかりとできることについては本当に、心から約束は今できませんけれども、しっかりと調査研究をさせていただければというふうに思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

11番 亀里敏郎議員。

○ 11番 亀 里 敏 郎 議員

村長、決して行政だけではなく私ども議会も一生懸命そういう見地で勉強・研究してまいります。透析施設もそうです。不可能と言われた透析施設を我々議会と行政と一つになって、大きな目標を持って進んだわけです。これ4年で完成させたわけです。不可能を。これ全く大事ですので、頑張りましょうよ。所管事務で高知大学の広岡教授の話の聞きました。広岡教授は陸上のヒトエグサ、つまりアーサです。養殖を成功させた方であります。まずアーサというのは冬しかとれません。水温がすごい関係する。もしも2年後、3年後、海洋水が伊江島で利用できれば日本で初めてアーサ養殖、周年にわたってのアーサ収穫ができます。すると基幹産業になります。職員の皆様でみんなぜひ全員英知を絞ってやろうじゃないですか。村長も支援しながら、村長そのアーサの陸上養殖はすごい大事であります。すごい産業になります。今回いろいろ聞けば、この広岡教授の話を聞いてください。絶対、これ水温が関係している。冬は自然にできますけど、水温が関係する。それとトコブシ、これすごい需要があります。しかし残念ながら水温が上がると死滅します。漁協も専門家を連れてきたけどあの技術じゃだめなんです。これ基となる水が大事です。そうするとトコブシ生産十分にかないます。アワビもそういったお土産品も海産物も少ないですよ、伊江島は、そういう海洋深層水の開発によって、養殖成功させるために自信をもって推進していただけますことを、先ほども言いましたけど、先見の明にたけております名城村長の英断を期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで11番 亀里敏郎議員の一般質問を終わります。

休憩します。

(休憩時刻10時56分)

再開します。

(再開時刻11時10分)

次に、8番 島袋義範議員の登壇を許します。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

傍聴の皆さん御苦労さんでございます。それでは通告に基づきまして、一般質問1件を申し上げたいと思います。

件名1. スジアオノリ陸上養殖の通年生産に向けて

伊江漁業協同組合の八前組合長が漁家所得の向上を目指し、島で可能な陸上養殖の研究を長年重ねて来られました。たどり着いたのがスジアオノリの陸上養殖だったと伺っております。

本年度から「陸上養殖場施設整備事業」が導入され、本格的に工事に着手することになりました。議会の所管事務調査として高知県室戸市を訪問し、スジアオノリの陸上養殖の現場を確認することが出来ました。

そこで、次の2点についてお伺いしたいと思います。

1点目、養殖から製品出荷までには、多くの電気を使用することが分かりました。そこで、太陽光発電装置を事業の中で導入し、電気料を軽減することはできないか。

2点目、スジアオノリ養殖の海水温度は15度から25度が適温とされておりますけれども、本村においては夏場は30度以上となり養殖を断念せざるを得ないという危機があるようでございます。そこで、海水温を下げる装置、仮にですけれども、海水冷却装置なるものを導入し、通年養殖を可能にすることはできないか。

以上、2点について、村長の見解をお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

それでは島袋義範議員の「スジアオノリ陸上養殖の通年生産に向けて」の御質問にお答えいたします。

議員お説のとおり、本事業については八前組合長の本村水産業の振興に対する強い熱意のもと、平成30年度から令和2年度にかけて沖縄振興特別推進交付金にて、生産地調査や需要調査、地下海水調査を実施してまいりました。また、今年度は北部振興事業において伊江村陸上養殖場施設整備事業が採択され、実施設計及び整備工事の予定であります。

これまで沖縄県内で栽培が難しかった陸上海藻類養殖にいち早く着目し、産官学連携による取り組みを先駆けて取り組まれた伊江漁協へ対し、敬意を表しているところでございます。

1つ目の「太陽光発電装置を事業の中で導入し、電気料を軽減することはできないか」についての御質問にお答えいたします。

議員お説のとおり、電気料等のランニングコストへの負担軽減策については、これまで事業に取り組む過程で電気設備業者と協議を行ってまいりましたが、施設整備予定地と海岸が500メートル以内の重塩害地域であり、塩害に対する十分な対策を行えないこと等から、太陽光発電設備を断念しております。

今後、指定管理者が施設を安定的に稼働させていくなかで、費用対効果等を検証しつつ、ランニングコストの低減策の検討を継続的に取り組んでまいりたいと思います。

2つ目の「海水温を下げる装置（仮：海水冷却装置）を導入し、通年養殖を可能にすることはできないか」についてお答えいたします。

議員お説のとおり、スジアオノリ養殖の海水温は15度から25度が適温とされております。夏場の海水温の上昇にも対応した通年養殖は検討課題となっております。

現在の計画においては夏期の高温と台風等の影響を考慮し、7月から9月期をメンテナンス期間として設定し、この期間に各種設備の点検を集中して実施する予定であります。

一方、漁協では同期間に別の養殖ができないかを模索しつつ、県内で採取した天然のスジアオノリについて、夏場の養殖の可能性について高知大学と連携し検討を行っている段階であります。

いずれにしましても完成後の施設運営については、伊江漁協や関係機関と連携を図り、適切な管理運営ができるよう取り組んでまいります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

ただいまの答弁、あまりいい答弁を受けておりませんが、塩害に対する十分な対策を行えないことから、太陽光発電設備を断念しておりますという表現がございました。今の時代、塩害にも強いクーラーも出ているし、今の時代、塩害だけでこれ断念するというのが、ちょっとどんなものかというふうに思います。というのは、フェリーだって鉄製ですよ。ちゃんとペンキを塗っているからちゃんとできているわけで、管理をちゃんとすればどういう業者と協議をして断念したのかわかりませんが、私の聞いた範囲ではこのパネルそのものが塩害ではない。これを支える躯体、それを支える鉄骨が塩害に負けるということなんです。ということからすれば、フェリーでもそうでしょう。毎回ペンキをちゃんとメンテナンスをして塗っているから、長く持つのであって、それをメンテをちゃんとすれば、私は大丈夫だと。二、三度協議した業者のあれもわからない。どの程度の業者と協議したのかというふうには思いません。ちょっと向こうに行って、見るとわかるんです。生け簀の内も、生け簀の中も水をずっと循環させるんです。ちゃんと四六時中、これも電気。そしてスジアオノリを揚げて清浄、そして乾燥、そして保管、これも全部電気なんです。全て電気というぐらいに電気を使っている状況を私は目の当たりにしてきて、これは幾らつくっても電気料に食われるなという感情を、私個人、私一人かもしれない。議員みんな言っていますので、私一人がそう

感じたのかはわかりません。これは電気料を何とかしてあげんとというか、おかしいけど。幾ら生産しても電気料に加えてコストに加えて、果たして利潤があるのかなと思って私は一般質問をしているわけです。この前、八前組合長ともその話をしました。「電気料にこれだけイッタームン、チャーナイガヤー」という話をしました。だから夏場の7月から9月までできないというのは、この電気だけではないんです。台風があって、ここごみが入る。モクマオウ植えられているもので、そのゴミが入ってしまうと、組合長早くモクマオウ切ってくれればという話もされてきました。ゴミが入ってできないんだよということなんです。だからこの水温を下げるというのは、今の時代簡単じゃないかと。例えば、太陽光熱で昔、温水機がありましたよね。あれは中に管を通して熱くして、この中を水を通せば熱くなって出てくるという原理です、これの反対。大きな冷蔵庫をつくって、その中に管を通して、水を通してあげれば、冷たい水も得られるのではないかと。それも電気を使えば、下げる水が水温が高いからできないという理屈には、私はならないと。知恵を働かせればできると私は思っている。私の浅はかな知恵でそれぐらい考えることだから、そういう専門の業者と相談すれば、今の皆さんが言っている太陽光発電、塩害があるからできないという態度の業者では駄目です。

これはちゃんと専門の業者とちゃんとすれば、私は可能だと思って、この一般質問をしている。可能じゃないことは一般質問はしないんです。私の頭で考えるぐらいで「できそうだな」と思うから一般質問している。もう一度、答弁をお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

確かに議員お説のとおり、海岸、海に近いところの一般の家屋にも太陽光が、例えば大口給油所のあたりとかついているのを確認しています。我々も業者と調整する課程で、近くにも一般の家庭でもついていることではないかという話もお伝えしました。ただ、大手の電機メーカーとかにも問い合わせをしたんですけども、やはり事業量として計算すると90キロワットぐらい設備があるんですが、ちょっと故障して乗せることができないという回答があったというところでございます。答弁にも述べておりますけれども、電気代がランニングコストの積算の中でも最も経費のかかる部分になっています。事業費も計算すると1億3,000万円ぐらい太陽光を乗せるのであれば、かかるような計算になっておりますので、引き続き、例えば陸上養殖施設の機能拡充事業を将来的にいろんな事業で入れるとかというタイミングもあれば、ほかの事業を使うタイミングと一緒に併せて機能拡充するとか、検討は引き続きやっていきたいと考えているところであります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

農林水産課長も私どもと一緒に同行しているわけですので、みんな施設は電気使うんだなということを同じように考えられたというふうに私は思っています。今先も休憩室で、公民館の太陽光の話をしました。さびている。どうにもならんという話がありました。それをちゃんとメンテすればいいですよ。メンテしないで、放ったらかしておけばどこに置いても、沖縄県内では塩害でやられるんですよ。だからその辺の手間暇をかけて、メンテをちゃんとしていけばできることもできなくなると。塩害に負けてしまうという言葉で片づけてしまう。それだけでいいのかなと私は思うんです。

それと今、スジアオノリは、前の阿波市場、社長の話も聞いたけど、今温暖化によってもう自然でのスジアオノリの生産は業者も漁家もみんな辞めてしまって、もう自然のものはできないんだと。需要はあるけれども、できないとって、養殖物がこれから多くなるだろうということで、何か所かでスジアオノリの陸上

養殖は始まっているわけです。

その高知大学を卒業して、この水産環境学科を卒業した皆さんが、会社を立ち上げて、何十億円の利益を上げているという話も聞きますけれども、だけでも幾ら下げてもランニングコストが高ければ、電気料が施設さえ造ってしまえば、電気料は8割ぐらいいくんじゃないかと。半分はいいくんじゃないかと思うぐらいの、これは私の感じだから許してほしいんだけど。みんな「電気料に食われて」というのは、思ってそう言っているわけですが、何か私も今度選挙で忙しくて、一般質問をしないつもりだったんです。けれどもこの件は、事業が進んでいるからタイミングを逸してしまうと、やはりやりたくても単費で、村単、漁協の単費でやるにしても金がかかると、負担が大きいと、だから何とか事業の中にこれからでも入れられないかなということで今回、時機を逸してはいかんということで一般質問に至っているわけです。今先の答弁にもありましたように、塩害に対する対策が行えないかと。行えばできるということですよ。十分な対策を行えばできるんです。十分な対策が行えないことからなっているから。私はそう思っています。だから将来、スタートしたにしても電気料食われてという後悔がたためないように、何とか今で事業の中で入れていただいて、漁協負担も少なく済むという。先ほど言ったように、後でやっぱり入れんといかんということで、村負担あるいは漁協独自で入れようとしても金がかかるんです、太陽光というのは。長年でしかペイできないから、長年かかるということは、向こうは塩害、そしてまたペンキも必要でしょう。そういうことから何とか事業で、遅いのかもわからないけど、入れられないのかな、何とか相談できないかなということで今、こうして訴えているわけです。漁家の皆さんの所得を少しでも確保するためには必要だと思って何度も柔らかく申し上げているけれども、ちょっと考えてよと、そこなんです。

今まで相談した業者とは別に相談してみたらどうかと。それとペンキにもいろいろ種類があって、ただのペンキではなくて塩害に強いペンキも開発されているということなんです。聞く話では、専門業者に聞いたわけではないけれども、普通にペンキを塗っている人に話を聞いたんだけど、塩害に強いペンキも、ちょっと高くはなるけれどもあると。そういう知恵を働かせれば何とかできんかなと、何度も言うようだけれども、今回これだけで一般質問しているから。

それと海水温を下げるについても、知恵を働かせれば海水温下げるとは、向こうでも冷たいのを流したりして循環させていたでしょう。触ったら冷たかった。驚くぐらい冷たかった、生け簀の温度ね。ここまで下げるには、沖縄では大変だろうと。聞いたら案の定、30度ぐらいになるという話だから、これはまた循環させるだけでは下げきれないなど。冷たい海水温を冷却した水を混ぜてしか水温下げるとはできないなど。この2点。これするにしても電気が必要なんです。とにかく電気の施設が印象的だった。人間も5、6人雇われていたけれども、そういうことだから一番にこれまで漁協では、歴代の組合長が知恵を絞られて何度か陸上養殖に挑戦されています。これも市場の関係、今いう海洋水を引き揚げできなかった関係、いろんな理由でこれできなくなっています。今度初めてこれはいけそうだなあと。組合長も自信を持っていろいろと考えている。

それと阿波市場の社長も言っていたけど、また大学の先生もおっしゃっていたけど、国内だけではなくて、これは外国にも出せるぐらいの高価な付加価値の高い製品だからということを知っていて、これはもう組合長はいいことを気がついたなど、発見したなど。島でもできるという、大学の先生もお墨付きだったでしょう、できるということで。伊江島にも何度もいらして現場を確認、調査をして指導もされているようでして、伊江島でもできますよと、そういう話をその場で話をしたら、立ち話をしたら、そういう話を「伊江島でも大丈夫だ」と、十分大丈夫だという話をされていますので、ぜひ村長。答弁で「できない」ではなくて、もうちょっと知恵を働かして、やっていただきたいというのが私の願いです。これ後で、事業みんな終わった後でいれようとしたら、またお金がかかる。今だったら何とかできるかもしれんけれども、組合長も一生懸命

やっているから、この熱意、ひとつ組合に応じてあげてほしいというふうに思います。村長、どんなですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

太陽光発電システムの導入については、少し長くなりますが、この事業についての採択のころから話をさせていただきます。この事業は当初、内閣府の特定事業でもって、村長が内閣府を訪ねてこの件について要請をしてきたわけですが、非常に採択が厳しい起動性がないという一言でもって、なかなか長時間、待たされてしまいました。そこで急遽、北部振興事業に要望していませんでしたけれども、その北部振興事業に載せ替えしようということで、急遽、北部振興事業にのっけました。その考えにおいては、既にもう漁港を中心とした村当局一緒になって、事業計画書をつくっておりました。その段階で、太陽光発電の要求は、実はされていないんです。これは事業計画書そのまま北部振興事業にのっけました。ということで、当初これがなかったために採択されそうだと。すぐさま採択されそうだとということになったときに、私から先ほど島袋義範議員からあったことについては、まさにおっしゃるとおりだと思います。全く同じ考え方でもって、すぐさま太陽光を入れるようにできないかを調整してくださいということで、担当課を通して要請をして、ずっとやってきましたけれども、なかなかこの件については、先ほど課長からあったし、あるいは最初の答弁で非常にこう塩害地域であるということで、なかなか業者ものつてくれないと。補償できませんよというようなことがずっと続いてきたものですから、それも断念したと。

もう一つは、事業これ7.8億円をすぐさま要望して、令和4年度にすぐ7.8億円丸々ついたんです。その中でその事業計画にのってないのを今すぐ変えていくということは非常に厳しいということも、もう一つ理由があります。そういうことで採択される中で、担当北部振興室とは、何とかその他の年間50億円ありますから、その他の非公共事業の中で他市町村から余ってくるやつを、もしできるならば本村のスジアオノリのために太陽光を何とかのつけることができないかということで、再三これまで調整をさせていただきました。しかしながらなかなか現段階においては厳しいということで、これ継続的に検討できるかいうと、これもまだはっきり返事をいただいているということは今、伺っております、ただいま太陽光について、要求のあったことについては、今回の設計の中には入れることはできませんでした。そういうことだけは、はっきり申し上げておかないといけないのかなと思っておりますが、先ほど担当課長からも非常に苦しい答弁がありますが、機能強化事業というのがあります。そういった中で、今後検討させていただきたいし、島袋義範議員からあった、非常に時代は進んでメンテナンスさえすれば大丈夫じゃないかと我々もそう思っていたんですが、なかなかこの見積りをとる段階で、業者自体がお断りをされているということを担当課長からも聞いております。この件については、なかなかはっきりしたことを申し上げきれないんですけども引き続き、北部振興室とそれと今回の事業をスタートさせて、事業を逸してしまったらできないんじゃないかという御心配もありますけれども、できるだけ早く事業をもう2か年ぐらい、2年ちょっと、3年近くかかりますから、その中で何とかできるようなことも考えていければというふうに考えて、資料にあるということについて、私も十分に認識しておりますので、継続的にこの件については要望していきたいというふうに考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

この事業は、島袋秀幸村長がどうしてもやりたいという熱い思いで国と相談して入れた事業なんです。これをぜひ悔いの残らない将来、漁業者の皆さんにいい仕事をしてもらったと言ってもらえる悔いの残らない

事業をあらゆる方策を講じて、後で金が入るようなことのないように、ぜひ努力していただきたいというふうに、これ以上はお願いしかできませんけれども皆さんの力を信じて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで8番 島袋義範議員の一般質問を終わります。

進行します。次に、6番 山城善彦議員の登壇を許します。6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

通告に基づきまして1点の一般質問を行います。

1. 畜産振興について

現在、建設中の畜産総合施設は、当初計画より一年遅れの来年度供用開始予定で、整備工事も大詰めを迎えています。この施設は県内初の大型預託施設として村内外の畜産農家および関係者から注目され、生産者の高齢化や後継者不足等による肉用牛飼養頭数の減少対策、安定的なセリ市場頭数の確保等に大きな期待が寄せられています。

一方で近年の畜産経営を取り巻く環境は厳しく、ウクライナ情勢や異常気象、円安による燃油費、飼料費、肥料費等の生産資材の高騰により、これまでにない生産費の増大で経営が逼迫しています。

また、コロナ禍の長期化により、牛肉消費の低迷等で子牛価格の急激な下落も相まって先が見えない状況であります。

このような中、畜産農家の増頭意欲の減退により、自己資金、借入資金等による優良繁殖雌牛の導入頭数も減少し、総合施設の預託計画頭数の確保や運営にも悪影響がないか大変憂慮しており、村として対策が必要と考えます。

そこで次の2点についてお伺いします。

①再度、一括交付金を活用した優良繁殖雌牛導入事業はできないか。

②畜産総合施設の牛預託料への助成はできないか。

以上の2点であります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

それでは山城善彦議員の「畜産振興について」の御質問にお答えいたします。

議員お説のとおり、令和元年度より北部振興事業において取り組んでまいりました畜産総合施設整備事業は、飼養頭数及び市場取引頭数の増加、さらには飼養管理の均一化による価格の安定化に向け、JAおきなわ及び村内畜産関係団体等と連携し、令和5年4月の供用開始に向け取り組んでいるところでございます。

また、昨今の社会情勢による様々の物価上昇への対応策として、国県の補助事業の活用と併せて村独自の支援についても制度設計を行っているところであります。

1つ目の「再度、一括交付金を活用した優良繁殖雌牛導入事業はできないか」についてお答えします。

本村では、優良繁殖雌牛の導入による村内繁殖雌牛群の血統改良を目的として、平成26年度から平成30年度の5年間に亘り事業を実施してまいりました。これまでに、九州をはじめ全国各地から優良素牛が多数導入され、市場性の向上や改良基盤の構築が図られております。

また、当該事業をきっかけに、自家繁殖保留経営を中心とした生産農家より、経営コストの低減対策や増頭意欲につなげるための助成事業の要望を受け、平成29年度から令和3年度にかけて5年間、繁殖雌牛育種改良造成保留事業を村単独事業で実施してまいりました。

このような中、一括交付金事業を活用し既に事業完了を報告をしている繁殖雌牛導入事業を、同一の事業内容で繰り返し実施することについては制度の観点からも早期の実施は厳しいと認識しております。

2つ目の「畜産総合施設の牛預託料への助成はできないか」についてお答えいたします。

これまで、畜産総合施設の収支については、JAおきなわ畜産部を中心に、伊江村畜産総合施設整備等運営委員会で検討しているところです。

1頭当りの預託料金等については、物価上昇によるコストの見直しや、令和4年8月24日に開催した「第4回運営委員会」において、各委員からの御指摘等を反映して、再度事務局において修正作業を行っております。

現段階においては、畜産総合施設の稼働初期からの預託料の助成は検討しておりませんが、畜産農家の増頭意欲の維持及び畜産総合施設の預託頭数の確保による安定的な経営が行えるよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻11時43分)

再開します。

(再開時刻13時30分)

午前に引き続き、一般質問を行います。6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

今回、名城村長になって初めての一般質問でありましたが、最後の一般質問になるので、ひとつ前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

優良繁殖雌牛導入事業に関しましては、昨年9月定例会で質問させていただきました。そのときの答弁では、完了した同一の事業内容では事業採択ができないので、新たな事業構築ができないか調査研究を行うということでありました。そのときは新規事業構築の調査研究をやったのか。また事業化できなかった理由は何だったのか、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

去年の同時期の9月定例会で検討できないかというお話がありまして、この後、県のほうとやはり繰り返してできないかということは協議しました。やはり県としても何か衣替えというか。拡充した形とか、今までと違った目的を持ってやれば可能性はありますよということでした。村としても畜産総合施設を整備しておりましたので、預託する農家ができるだけ増えるように。そして優良雌牛の導入事業、この両方が目的達成できるような事業というのを検討したんですけれども、どうしても令和4年度に向けては畜産総合施設の供用開始が不透明だったものですから、令和4年についてはこの2つを関連づけた事業の構築というのに至らなかったというのが現状でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

今の答弁を聞くと、一応は検討したと。できる方向でやろうとしたけど、それぞれに向けてはそういう時間的余裕がなかったということです。それは理解しました。ということは可能性はあるというふうに理解してよろしいですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

先ほど課長からありましたように、畜産総合施設の両立であつたり、せつかくつくった畜産総合施設を両立あるいは稼働率を向上させる目的とか、そういったことを含めて全ての面で検討していきながら、これは同じ一括交付金でこれを導入するためには、全く別な変わった目的を持っていかないと、なかなか採択は厳しいだろうということで、いま一度は交付までに何とか一括交付金で調整できないか、今すぐ検討しようということで担当課長、今やっています。これは確実性のもではないんですが、今の考え方をまとめてそしてもう一回、調整しているという考え方を持って今考え方だけを。まずは参考まで課長から答弁させますので。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山城 善 彦 議員

可能性はあるというお話だったと思います。これ前回の質問から1年が経過しまして、畜産環境を取り巻く環境は、御承知のとおり一段と厳しい状況になっておりまして、本当に経営は逼迫している状態だと思えますが。農林として、どのような認識をして、それに対してお伺いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

御存じのとおり農畜産業を取り巻く生産の環境は、コストの高止まりによって、厳しいものと感じています。畜産総合施設の整備委員会が行われた後に、畜産農家関係者も8月24日に残ってもらって具体的に何か支援してほしいという話がありました。その場では具体的にどの部分に補助金だとかをやったらいいのかというのが具体化できなかったんですが、皆さん御存じのとおり本当に厳しい状況で生産されていて、価格低下できないと。コスト上昇も。それを十分に認識しております。

9月2日に、肥料高騰にかかわる上昇分の7割を国が補償するという事業の説明会がございました。この国の補助事業について、沖縄県が15%、県が事業をつくってこれを支援するという説明もありました。村のほうは、まだ残りの部分について、これは畜産農家以外もなんですけれども、そういう補助もできないかということで検討しています。いずれにしても、非常に厳しい状況で経営しているというのは認識しておりますので、あらゆる角度から支援はできないかということは検討していきたいと思っています。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山城 善 彦 議員

今、当局のほうも、そういう経営環境、生産コストの高どまりについては認識しているということなので、細かく申し上げようと思ったんですが、それは割愛しますが、それに対して今は子牛の価格の推移を見ますと2021年1月から2022年4月まで、約60万円後半から70万円で推移したものが、今年6月競りは63万9,000円、7月競りは59万9,000円、8月は伊江村はないので、県平均で見ますと56万7,000円となっており急落しています。子牛1頭当たりの生産費用、総合事務局発行の、令和2年沖縄農林水産統計日報から見ると63万2,000円になっておりまして、生産原価を大きく下回っている状態で、農家は経営が逼迫し本当に今後に危機感を持っております。

また、育成牛の飼養頭数状況も見てみますと、令和元年189頭、令和2年度242頭、令和3年度235頭と推移していますが、村単独事業の保有増頭、名称はあまり長いので省略したんですが、1頭当たり8万円給付事業の支給が、令和3年度で終了していることは、農協業務の貸付条件等の変更で容易に利用できないとい

いますか。頭数制限もあつたりして、農家は資金繰りに本当に苦慮しておりまして、今年度は育成牛の大幅な飼養頭数になるのではないかと、今予測しています。

以上、生産費、子牛価格、成牛の飼養状況を見ましたが、このような状況下で農家が総合施設へ牛を本当に預託させるのかという懸念があります。本当に、大変憂慮しておりますが、今回答弁によりますと、一括交付金事業を活用した繁殖雌牛導入事業を、同一の事業内容で繰り返し実施することについては、制度の観点からも早期の実施は厳しいと認識というふうになってはいますが、その中に同一事業の内容ということがあります。同一事業でない形をつくれれば先ほどの話だと思いますが、可能性はあるわけですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

お説のとおりでございます。これまでは優良雌牛導入に関わる2分1の補助で、補助限度額が40万円ということでやっておりましたが、それと全く同じにするのではなくて、今内部のほうで検討しておりますが、預託施設に預託していただくと預託した頭数に応じて、既存の牛舎に空きが出ると思っていますので、空いたスペースに優良雌牛を導入すると。それに対して補助をします。たくさん預ければ、預けた頭数の段階に応じて補助率が高くなっていくというような、この単純に2分の1の40万円補助しますというわけではなくて、預託施設への預託と関連させた形で優良雌牛の導入に対して補助をすることであれば十分に一括交付金でも事業化ができるのではないかと感じているところであります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

最終的に提案をしようと思ったんです。今課長のほうが言われたんですが、畜産農家の生産、増頭意欲の高揚を図る起爆剤として、また総合施設の安定経営のために、預託事業とリンクさせた形、優良繁殖雌牛導入の新規事業がこっちでもできないか、そういうことで思っておりましたが、今それは条件的にも当初は総合施設の目的であった預託牛を預託すれば、空き房ができると。そこに牛を入れて同等に結びつけようというのが当初の目的でもありましたので、そういったことを関連させて、今回そういう補助ができる形で検討していくということでありますので、それをぜひそういった農家はその気になって増頭意欲に活気づいていくという形をぜひお願いしたいと思っております。

そこで村長、これは何といいますか、万が一の場合です。今回この一括交付金でこの事業を検討しています。すごくいいことだと思っています。ただこれがもしできなかった場合、今年度から総合施設が供用開始になるわけですが、そのときにできないということになると、農家の意識といいますか。相当落ち込むといえますか、そういう生産意欲を持てなくなるような感じがしますので、そこは村長の裁量で単独資金でもやりますという形で、どうですか村長、考えられませんか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

私は冒頭、所信表明の中でも今回の物価高騰による諸産業活動、全ての産業活動において、早急にその支援について取り組んでいきたいということも申し上げましたし、それを受けて先ほど農林水産課長からあつた点については、JA、伊江村からもその物価高騰による支援について、国、県そして残りの15%については、何とか村としても支援できないかということで、県内トータル的にJAが要請をされて、私ども要請を受けていますから、その件については今、実態調査をしっかりと、どれぐらいの物価高騰でどうなのかで

す。それはもちろん畜産業だけではなくて、その他の産業についても全て横断的にどのぐらいの金額が必要なのかを含めて、実態調査をまずやるようにということで指示をして、それをやっていきたいということも冒頭、所信表明でも申し上げましたが、今回そういったことも含めて、先ほどから御質問のあった点について、確かに子牛の生産管理料、実際に飼育するための管理料が本当に子牛当たりがそれよりも上回ってしまっている。管理費が上回ってしまっているという件に対して十分、承知をしているつもりです。

ですから先ほどからあるように、全ての面でまた努力をしてみて、一括交付金でできるように、必ず私はできるのではないかと考えております。もしできなかったときはどうするのかということですが、その件について、しっかりと考えができるように、どのような形でできるのかも含めて、その方法論も含めて検討させていきたいと。前向きに検討しますので、御理解をお願いしたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

ぜひ前向きにこれをお願いしたいと思います。

次行きます。二つ目の畜産総合施設の牛預託料への助成はできないかということでありますが、答弁では現段階において、稼働初期からの預託料の助成は検討しておりませんと、そういう答弁でありました。それを議論する前に、ある預託料というものがわからないと議論しにくいんですが、今日この運営委員会の資料を持ってきて、この預託率が40%が50、60、75、90というふうにして、金額も示されていますが、それを読み上げようとしたら課長がストップをかけましたので、数字が一人歩きをするとまずいということなので、そこは考えたいと思っておりますが、ざっくり話をすれば、私が感じた中での、私なりの金額です、予想です。子牛預託がやはりこう900円前後はかかるのかなというふうに思っています。そして母牛が800円以下だという形であるんですが、これを例えば150日預託ですよ。そうすると結構、大きな金額になりますよね。13万円越えるんじゃないですか。先ほど申し上げた子牛価格の状況と、生産コストをいろいろと申し上げましたが、それを比較したときに本当にこれ農家が出ていかないでいい金を、またそういう状況になって本当に預託させるのかということが一番本当に心配なんです。やはりそこが総合施設の預託事業の目標でありますので、預託牛がいなければ運営はできないわけですから、それで私は最初からそういうふうな状況なので、やはり割安感を農家に出させるために、そこを助成したほうがいいんじゃないかというつもりで申し上げたんです。今この運営委員会の中でこのコスト、コスト削減に向けて今いろいろ議論していると思っております、下げたり上げたり、下げよう今一生懸命されているんですが、そこら辺りの話というのはちょっと何といえますか。聞くことができますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

畜産総合施設の運営委員会では、現在の進捗状況や供用開始までの具体的なスケジュールを説明させていただきました。また村の職員を会計年度任用職員1人、あとJAから1人と、具体的にどこに何日間研修に行かず、研修の内容なども話をしました。そしてメインは、事業の趣旨、今は預託料金、議員おっしゃっていただいた、示した数字があるんですけども、この預託料金、その他のコストについても、全て細かく積み上げてこれと、この経費とこの経費を足して積み上げてくると、この金額になるというお話で示しているので、積み上げた金額になるので、感覚的に高過ぎるから預託料金を下げてほしいとかいうのはないんですが、その他の経費の中に、資材費の輸送費について、この輸送費はここまで高くない。もっとコストを安く運搬できるはずだとか。あと使っている配合飼料について、あまり農家にこの配合飼料を使わないけれども、

どういふ配合飼料なのかというやうな議論がありました。いづれにしましても預託料金というの、預けるときに一番気にする金額と思ひますので、今ほかのコストを運営に関わる、例えば今運搬費の話をしたんですけれども、資材の。そこで圧縮できれば、全体として圧縮できることによつて、預託料金下げたりとかもできると思ひるので、預託料金を下げるということは、常に検討しながらやつていきたいと思ひます。

もう1点、一度また預託料金を決定して、それを稼働、当初から下げてしまうと、なかなか通常料金に戻しにくいんじゃないかという懸念も事務局としてはあります。ですから、預託料金を最終的に決定したら、直接その預託料金を下げると。上げるのが通常の料金に戻すのが難しくなることが想定されるので、やはりこれもいろいろと工夫をしながら直接、預託料金ではない形で、必要であれば負担軽減をできるやうな形を検討したほうがいいんじゃないかと考へております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

大変よくわかりました。それを聞いたのは、課長としてその運営委員会の中で参考意見として聞いていただければいいと思ひますが、農家が預託をした自分の草ができないかという話も出たりしているんです。その分そういう草に対する経費は、コストは削減されるという感覚もあるわけですが、そこらもぜひ検討の余地があるのではないかと。もちろんロールを利用したり、今いう牧草がとんでもない金額がかかっていますので、牧草はなるべく使わないで村内で自給したものを使うというやうな状況も検討の中に入れていただきたいと思ひますが、今課長が言われておりました預託料金に対する直接的な支援じゃなくて、その料金は設定して、ほかの面で可能性はないかということをつえたんですが、私もそれでいいと思ひます。預託料金はもちろん、低く設定したら、上げるということは相当難しいことだと思ひますので、そこは運営委員会の中でそういう価格設定したときに多分、議論は始まるのかなと思ひますので、それを十分検討して、ぜひ農家の割高感のない支障のない状況で値段設定もしていただきたいと思ひます。とにかくいかんせん、タイミングが悪いですよ。本当にこう値段が高止まりしているときに、そういう供用開始だったら農家もやる気がいっぱいありますので、生産意欲もありますので、だったんですが本当に今、最悪に価格も下落しているという状況がありますので、先ほど申し上げたのはあれ消費税入っているんですよ、56万円という。実際は、競り価格は51万円なんです。本島また今帰仁あたりで、今とは常に4、5万円ぐらい差があるところがごと下がつたんです。購買者も今月も厳しくなるよという話をされているんです。今後のコロナの状況からすれば、ちょっと落ち着きはじめてはいますが、それもちょっとうなづけるのかなという気はしますので、これらもありますので、ぜひ価格設定には気を遣つてあるという。農家に対して価格設定はするけど、実際はもっと安くできるやうな状況ですよという説明ができるやうにやつてもらつたら、やるやうな形をつくれれば農家もこれだけ村としても努力しているんだつたら、努力しようかという形にもなると思ひますので、ぜひみんなで検討していただいて、その総合施設は成果を出さないと、もう伊江島の畜産振興はありませんから、ぜひそこらをまたみんなで考へてやつていければ、村長もう最後でいいですからひとつお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

先ほど農林水産課長からも初年だから預託料金に対して補助を実施した場合には、その預託料金というのが固定化してしまうということもあつて、じゃあ運営が厳しいときに上げるときに難しくなる。そのときはまさに私もそのとおりの考へ方であります。先ほど、様々な方法、課長からありました。そういったところも含めて、その運営委員会の委員長がうちの副村長ですから、一緒に話し合いをして、もう一度た

ま御提言のあった件も含めて、議会の中に持ち込んでそしてみんなでそれを検討していただいて、本村の畜産振興が畜産総合施設を主としたことができるように、今後ともそういったことで努力させていただきたいと思っておりますし、いろんな方向から農家の皆さんに本当に生産意欲が高まるような施策を展開できるように一緒になって頑張っていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

最後にこの畜産総合施設の供用開始に向け、村内の飼養頭数が増加して、そして農家の所得が向上するように本当にお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで6番 山城善彦議員の一般質問を終わります。

次に、9番 内田竹保議員の登壇を許します。9番 内田竹保議員。

○ 9番 内 田 竹 保 議員

一般質問の前に一言申し上げます。去った9月11日の伊江村議会議員選挙に立候補されました8人の現職の皆さんの全員当選、そしてきょう午前中から傍聴されているお2人の新人の方の当選、誠にありがとうございます。今後も行政とともに村の発展のために御活躍、御尽力を賜りますようお願いを申し上げて一般質問に移ります。

第1点目の一般質問を通告してあります。1. クビリ地区、通称ナナフツパと呼ばれておりますが、に点在する墓地周辺道路整備について。

同地区には多くの墓地があります。地域からの要望等でこれまでコーラルによる道路整備は行われてきているものの、日数が経つにつれて雑草が繁茂し、車の往来に支障があります。また降雨時や数日後までぬかるみにより納骨やその他の時期の往来に支障が出ていると感じます。また道路の幅員も狭く一方通行しかできません。南側には農地も多くありますが、地主との交渉により拡張していただき交差通行が可能な、道路整備（アスファルト）が不可欠だと思いますが、村当局において今後整備計画があるのかどうか伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

内田竹保議員の「クビリ地区（通称ナナフツパ）に点在する墓地周辺道路整備について」の御質問にお答えいたします。

道路は、住民が快適な生活を送るうえで大切な社会基盤であり、その整備はとても重要であります。また、各区等からの要請のある村道、農道補修整備も随時対応し、村民の良好な生活環境づくりに取り組んでいるところでございます。

議員お説の墓地周辺道路につきましては、これまでコーラル敷設整備を行ってきましたが、年数が経過しますと劣化すると共に、雑草が繁茂する状況であり、去る7月にコーラル敷設整備を実施したところでございます。

しかし、現状は道路幅員が狭く、納骨やその他の時期の往来に支障が出ているとのことから「今後整備計画があるか」との御質問であります。

拡張に伴う一部墓地の移転問題や南側の農地との段差の対策、排水処理計画等と課題が多く費用がかさむことが予想されます。早期に整備することは難しいことだと認識しておりますが、今後も現地確認を行い、

コーラル敷設やプライマー等での整備を実施しながら、補助事業等での整備を検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番 内田竹保議員。

○ 9番 内 田 竹 保 議員

再質問に入る前に、昨日からでしたか「シマグチの推奨」ということで、防災無線に流れておりましたので私も、再質問の中でシマグチを使うかもしれませんが、御了承いただきたいと思います。

一般質問の中に添付しております地図がありますけれども、黄色い線です。そこがまだ整備をされていないと。ほかの道路については全部、アスファルトをされておりまして、通行にも支障がないというふうになっております。それから今沖縄、あるいは伊江島の関連からして、旧盆の7月13日ウンケーがありまして、2日後、7月15日にはウークイの行事があります。私が申し上げるまでもなく、先祖のお迎えや送りの行事があり、どの家庭においてもこの行事は慣例化しているものだと私は思っております。今回この一般質問を行ったのも、道路も整備することによって、誰も天国に行って帰ってきた人はいませんが、従来往来が容易にできる環境からも、先祖にとっても喜びだと察しての思いであります。ですから今の状況ですと、例えば旧盆期間中、お供えがあります。そのお供えをお土産として持ち帰るのがこの習慣、風習なんです。ですから今サトウキビについても、お供えをして長いものと短いのがあります。そして昔から言われているサトウキビの枯れ葉を使って、丸いものがあります。これ方言でハブシリというようなことで聞いておりますけれども、このキビの短いもの、それは昔からのサトウキビの産地でありますから、これを食べていただく。そして長いものは、今は車の時代ですから車で運べばできることだと思いますが、長いものは杖がわり、あるいはハタミユンと言って担ぐ、それに使っていたというような話も、ずっと前から聞いておりまして、先ほど言ったハブシミについては、女性の方が力がないものですから、それを頭に丸いものを置いてそれにお土産を持って担いでいくというような言い伝えがございます。ですから今の状況の道路からすると、非常に歩きにくいような思いもします。ですからそこを何とかこの際、整備計画はないかということで、今回の一般質問を提出いたしております。

御答弁をいただきました中、これまでもコーラル敷設をして整備をしてきたということがありますけれども、あるいは日数が経つにつれて、今の東側のほうはネピアグラスが繁茂して、車1台さえも通れない時期があるわけです。ですからこれ昔から言われていることなんです、定期的にお墓には行くなというふうな子供から、私小さいときからそういう言葉があって、七夕掃除ぐらいしか今は行ってはおりませんけれども、そのたびに雑草が繁茂して、車1台も通りにくいというふうなことがあります。七夕掃除以外に行くなというの、例えば縁起が悪いとか、そういったことが言われているというふうなことも聞いておりますので、その辺を察して今回の一般質問を提出してございます。

答弁にもありますように、非常に拡張に伴う一部墓地の移転問題と南側の農地との段差もあります。今排水処理計画等の課題が多く費用がかさむことが予想される。早急に整備することは厳しいことだという認識で御答弁をいただきました。これは昔、県道の近くにあったんですが、それを県道拡張によって立ち退きをさせられると。それから今の現在に25年前に移った現状があるわけです。それをなぜそこにつくったかという、親戚等の方との交渉によってトーフマンカイクキバいうことを言われたものだから、すぐに造って見ましたけれども、やはり七夕時期になると非常に不便であると。これまで何度も、この地域に納骨される地域の皆さんの納骨にも一緒に行きましたけれども、やはり雨降りのその日全部ぬかるみになって、着けている服も全部汚れてしまったという経緯が何度も何度もあるものですから、今回こういうふうにして一般質問

をしておりますので、課題が多いのは理解できます。もし今の拡張が難しければ、一車線でもいいですから、そんなに長い距離ではありませんから、その辺も片側でできるような方法を、何とか早急にできないものか。そうすることによって先祖も喜ぶのではないかというような思いがあるものですから、今回そういう思いでしておりますので、短期間で整備をする方法はないのかどうか。お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

議員お説のとおり、現地の墓地周辺通りに関しましては、私も数年前から現場を見て、そのたびにコーラル敷設などをして整備している状況であります。しかし時がたつにつれて、やはり雑草の繁茂とか、また降雨時によってコーラルが流されたり、そういう状況であります。去った7月にもお墓の掃除の前ということで現場のネピア伐採したり、ところどころまたコーラル敷設をして整備したところであります。

早急な整備につきましては、答弁にもありますとおり、どうしても一部道路等の線形上クランク型とかくの字型とか、そういった線形は好ましくありませんので、どうしてもそういった墓地の移転とか、そういったのはやはり絡んできますので、もちろん移転に関してもすぐ立ち退きできることも難しいと思います。例えば、その年によって墓地をつくる、つくれないとか、そういったのも出てくると思いますので、その辺の問題とか、やはりこの農地との段差もあります。これはほかの道路でも一緒ですけど、そういった費用の増大とか、排水処理に関しまして、この地域に関しましては以前から工事による赤土流出が結構たびたび見られますので、この排水処理に関しても結構費用がございます。そういうところも含めて、概算で1億円以上、費用がかかるということも考えられますので、そういうところも含めて直に現場を確認しながらコーラル敷設、またはプライマー処理などをしながら整備をしていきたいと思っております。後に補助事業等の事業で整備できないか、今後検討してもらいたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番 内田竹保議員。

○ 9番 内 田 竹 保 議員

建設課長から今、答弁がありました。そして先ほどから私、話をしておるんですが、私なりの考え方、意見であって、こういったときにそこに墓地がある関係者の皆さんからも、「アンシェアミプレー、ジェットナイシーイチグルシャヤー」というふうな言葉がよく聞こえるんです。今回、思い切ってこういった一般質問をさせてもらっております。排水処理とか、段差解消、確かにこの中央通りの南側には段差があって、すぐ下は畑です。見るたびに確認をして、この畑はどうなるのかなあという思いもあって、今まで躊躇しておりましたけれども、やはり農家にとってはまた農地が一番大事ですから、この辺も考えていただいて、ぜひ1日も早い、難しいということは今日の答弁でわかりました。それを早期に整備をしていただいて、その土地の地域にある道を使い勝手のいい道にさせていただきたいというふうに思っております。大変、課長に対して、こういった何か縁起が悪い質問だなあというような思いも自分で今まで遠慮がちにしているものですから、最後の最後になりましたけれども、どうぞこれから安心して納骨できるとか、あるいは七夕掃除、そういったこともできるような環境をつくってもらって、本土のほうでは例えば命日とか、月命日とか、そのたびに自由に先祖の墓に行って掃除をしたり、いろんなことをやっているみたいですけども、先ほど私申し上げましたとおり、「普段は行くなよ」という、小さいときからの教えがあるものですから、七夕掃除のときしか行けません。そういったこともあるものですから質問をしておりますので、どうぞ私の希望としてはその周辺を一日も早い整備をしていただきたい。安心な場所、道路整備、環境整備を図っていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで9番 内田竹保議員の一般質問を終わります。これで一般質問を終わります。

休憩します。

(休憩時刻14時16分)

再開します。

(再開時刻14時25分)

日程第7 報告第12号 令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書の提出について、議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

報告第12号 令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書の提出について、説明して報告を申し上げます。去った、7月15日に開催されました同公社の理事会において承認された、令和3年度の事業報告書、決算報告書を地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、議会に報告、提出するものであります。なおこの土地開発公社には昭和48年と49年に出資をしております、292万1,000円を資本金として出資しております。そういったことで毎年度、このように決算報告書を議会に提出をして報告をさせていただいていることとさせていただきます。

以上、報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第12号は終わりました。

日程第8 報告第13号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、議題とします。

提出者からの報告を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

報告第13号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、御報告を申し上げます。

令和3年度の決算に基づき算定いたしました、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の健全化判断比率及び同法第22条第2項の資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により議会へ報告するものでございます。

ページを開けていただきまして、最初に健全化判断比率における、財政の健全化を判断するための4つの指標のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率並びに将来負担比率については、それぞれ「－（ハイフン）」となっており、いずれも早期健全化基準より大きく下回っており、良好な状態であることを示しております。

実質公債費比率につきましては、昨年度より0.1ポイント増の4.6ポイントとなっておりますが、これにつきましても、早期健全化基準の25%に比較しまして、極めて低い良好な状態を示しております。

次に、資金不足比率、下のほうの表につきましても、伊江村水道事業会計、伊江村船舶運航事業会計、いずれも「－（ハイフン）」の表記とされております。赤字がないことを示しております。経営健全化基準20%を大きく下回っており、両会計とも良好な状態であることを示しております。なお、別紙として、伊江村財政健全化審査意見書、並びに水道事業会計、そして船舶運航事業会計の財政健全化審査意見書も併せて添付しておりますので、後ほど御参照いただきたいと存じます。以上で報告第13号の報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第13号は終わりました。

日程第9 報告第14号 伊江村畜産総合施設整備工事（R3）建築の専決処分の報告について、議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城政英君

報告第14号 伊江村畜産総合施設整備工事（R3）建築の専決処分の報告については、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり、令和4年8月31日に専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

ページを開けていただき、専決処分書をお開きいただきたいと思います。

専決処分の事項といたしまして、契約金額、（イ）変更前の請負金額4億7,990万8,000円。（ロ）変更による増額契約額240万9,000円。（ハ）変更後の請負金額が4億8,231万7,000円であります。

契約の相手方が、伊江村字川平396番地、有限会社 真組・有限会社永山建設・島幸建設株式会社 特定建設工事共同企業体。代表取締役 浦崎直幸と契約をいたしましたので、御報告をさせていただきます。

なお今回の契約変更の内容としましては、建築施設2棟の左官工事に伴う外壁補修の数量変更に伴う増額となっております。以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第14号は終わりました。

日程第10. 報告第15号 農業基盤整備促進事業（東江上第3地区）整備工事（R3）その3の専決処分の報告について、議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城政英君

報告第15号 農業基盤整備促進事業（東江上第3地区）整備工事（R3）その3の専決処分の報告については、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

専決処分書をお開きください。

契約金額、（イ）変更前の請負金額9,449万円。（ロ）変更による増額契約額が45万4,300円。（ハ）変更後の請負金額が9,494万4,300円でございます。

契約の相手方が、伊江村字川平413番地の3、有限会社 大城建設。代表取締役 大城光博と契約いたしましたので、御報告をさせていただきます。

なお今回の契約変更の主な内容といたしまして、既存のくわ止め及びアスファルト舗装区間等の既存構造物を取り壊し撤去の変更に伴う増額となっております。なお工期につきましては、令和4年2月1日から、令和4年9月28日までとして、工事を完了するものであります。以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第15号は終わりました。

日程第11 同意第6号 教育委員の任命について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城政英君

同意第6号 教育委員の任命について、提案理由を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、前任の委員である上地真紀委員の任期満了によるものでございます。上地真紀委員におかれましては法第4条第5項中に、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないとの定めによりまして2期8年間、学校、地域、家庭の教育全般にわたり、保護者の目線で地域の声を届けていただくなど、保護者の委員として子ども達の学力向上をはじめ教育行政の推進に御尽力をいただき、心から感謝を申し上げたいと思います。

その後任として、今回提案をいたしておりますのは、伊江村字東江上248番地、氏名 大城あずさ、昭和

53年5月10日生まれ、44歳を任命をお願いしたいと考えております。なお、大城あずさんは、花卉農家の大城一樹さんの奥さんで、伊江中学校に2人、伊江小学校に2人の4人の子どもが、学校に在籍をしております。子育てや教育に一生懸命頑張っておられます。またPTA活動や地域行事においても積極的に参加をされており、自身ではフリーマーケットを主催し、MESHや人材育成など寄附活動にも尽力をされている方でございます。教育委員として保護者代表の教育委員として適任者と思い、ここに提案をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、提案理由とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから同意第6号 教育委員の任命について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。〔起立全員〕

起立全員です。したがって同意第6号 教育委員の任命について、同意することに決定しました。

日程第12. 議案第50号 伊江村畜産総合施設家畜運搬車購入の契約変更について、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

議案第50号 伊江村畜産総合施設家畜運搬車購入の契約変更についての提案理由を御説明いたします。

契約の目的は、令和3年度繰越明許予算にて実施中の、伊江村畜産総合施設家畜運搬車の購入の改定でございます。

契約金額は、(イ)当初契約金額が1,375万円。(ロ)変更による増額契約額が162万6,430円。(ハ)変更後の請負金額が1,537万6,430円でございます。

契約の相手方が、伊江村字東江前788番地、シートメタル並里、代表 並里俊和と契約をしたいと考えております。

今回の業務の変更内容につきましては、農林水産課長から詳しく説明をさせたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

伊江村畜産総合施設家畜運搬車購入の契約変更の詳細を説明します。畜産運搬車の車両後方のスロープについて、当初1枚敷の平板式に延ばすと2.1メートルだったものを、傾斜を緩やかにして安全な家畜の乗り降りを考慮して2段折込式の3.4メートルに延長しました。また家畜の乗り降り時に、スロープの両サイドから家畜が落下するのを防止するため、車両後方に内側の扉をつけて後方スロープを延ばした後に、スロープの両サイドから落ちないように扉を追加しました。いずれも家畜の安全な乗り降りに配慮するための変更としております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

これは説明にあったんですが、これは見積りとしてやったんですよね。その中で当初からそういったものは検討されなかったんですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

当初の業者との相談の上で変更前の方式になっていて、いろいろと調べていくとそういうふうにスロープが長かったりとか、内側に扉がついていてスロープを延ばすことも落下防止できたりすると、できるものがあるというのがいいやり方があるというのがわかって、本来であれば当初からそういうふうに発注しておけば、安全に配慮してよかったのかなと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

これ当初の計画の中ではそういう運搬に携わる人の意見を聞くのがなかったと。ということで理解してよろしいですか。わかりました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。7番 内間広樹議員。

○ 7番 内 間 広 樹 議員

確認させていただきたいんですけども、村長説明で令和3年度の事業を繰越して、今回行っています。記憶にないのでいつの契約案件だったかの、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

本契約については令和4年1月27日の議案第2号で契約議決をいただいている案件となります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第50号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第50号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第50号 伊江村畜産総合施設家畜運搬車購入の契約変更について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第50号 伊江村畜産総合施設家畜運搬車購入の契約変更について、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第51号 村民レク広場備品購入（管理用機械）の契約について、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

議案第51号 村民レク広場備品購入（管理用機械）の契約について、提案理由を御説明いたします。

契約金額が1,319万100円、契約の相手方、南城市大里稲嶺1329番地21号、ハマダゴルフ機器株式会社、沖縄出張所所長 花城勇樹と契約をしたいと考えております。なお、本事業につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業をもって実施する事業でございます。ゴルフ場内で使用する乗用ラフ用芝刈り機、それから乗用芝刈り機、小型電動噴霧器、小型更新用作業機の管理用機械4台の購入となっております。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

これ機種がジョンディアという機種なんですけれども、今これは外国製だと思いますが、国内製というのはないんでしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

この乗用ラフ用芝刈り機の型式なんですけれども、このジョンディアですか。この形式しかないということで、この形式で発注しております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

これしかないということですか。何で聞いたかといいますと、私たち農家も外国製の機械を使うと故障したときに、相当時間がかかるんです。そういった意味で国内製はないのかと聞いたんですけど、では今はないということではないんですね。わかりました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

先ほどの芝刈り機、これまでのそういう同様の芝刈り機等は、これまで購入したことがあるのかどうか。そしてもしあるんだったら、その機械もまだ使っているのかどうか、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

この芝刈り機なんですけれども、今回の乗用ラフ用芝刈り機を購入しております。以前は、これ調整交付金事業で過去に12台いろんな機械を購入しております。その中に芝刈り機というのは、グリーン用の芝刈り機とか、あとフェアウェーグリーン用の芝刈り機、今回購入した乗用ラフ用というのは、以前まではトラクターにアタッチメントを取り付けして芝刈りをするラフ用だったんですけど、このトラクターにアタッチメントを取り付けして、ほかの作業もしますので、このアタッチメントを取り外す作業効率とかもろもろ含めた関係上、トラクターにも負担がかかるということで今回、初めてこの芝刈り機を買ったところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第51号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第51号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第51号 村民レク広場備品購入（管理用機械）の契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第51号 村民レク広場備品購入（管理用機械）の契約について、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第52号 西小学校外構改修工事（R4）の請負契約について、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

議案第52号 西小学校外構改修工事（R4）の請負契約についての提案理由を御説明いたします。

契約金額が5,830万円。契約の相手方が、伊江村字川平525番地、有限会社 村元建設、代表取締役 村元翔太と契約をしたいと考えております。

なお、お手元に図面もお配りしてございますので、工事内容につきまして、教育行政課長から説明をさせたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

それでは議案第52号の提案理由の御説明をさせていただきます。

お手元にお配りしていますA3の資料、図面を御覧いただきながら、御説明させていただきます。西小学校の外構改修工事につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業を活用し、令和3年度から3工区に分けて工事を実施しているところでございます。令和3年度はお手元の資料の一番下、緑色に縁どられた部分に概要のほうを記してございます。なお今回、令和4年度の整備につきましては、黄色に塗られたところでございます。令和4年度の実施は、グラウンドの西側でございます。西側の道路に面した外壁及びトイレの南側の延長の長さ83メートルの擁壁を改修し、転落防止のフェンス高さが1.1メートルから1.4メートルのフェンスを設置いたします。加えて西側道路の排水側溝と、グラウンドに面する門扉の改修を行ってまいります。

また、西小学校との調整を行い西側の道路、通学路の安全を確保するために現在、スクールゾーンを設置しておりますが、このスクールゾーンの幅を擁壁を校庭側に50センチ乗せて、スクールゾーンの幅を広げる形で擁壁工事、排水側溝の工事を行うこととしております。なお工期につきましては、令和4年9月16日から令和5年3月15日までを予定して工事を実施したいと思っております。

以上で提案理由とさせていただきます。御審議方よろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

今回のこの西小学校の工事につきましては、全体的に西側の塀まで、そして東側のプールのほうまで整備する計画だったと思います。それが令和4年度で83メートルぐらいしかできないんですが、残りいつまでか

かるのか。残った事業につきましていつまでできるか、計画について伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

令和3年度から3工区に分けて実施するというので、今年は2年目の2期工区になります。資料の右側の議員お説のプールのほうの東側の改修につきましては、まだ現段階の計画でございます。調整交付金を活用して、令和5年度に実施を予定しているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

西側のほうも整備予定があつて、残りの工事業ですが、西側のほうの改修も含めて令和5年度で終わる予定なんですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

今、契約既決は今年度、令和4年度西側の工事を実施する契約議決の議案として提案させていただいております。

資料の右側、青色に塗られたプールの改修を含めた残り最後3工区めの東側の擁壁の改修を令和5年度に予定をしております、これで全て擁壁の改修工事は完了するという計画でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻14時54分)

再開します。

(再開時刻14時54分)

ほかに質疑ございませんか。7番 内間広樹議員。

○ 7番 内 間 広 樹 議員

令和4年度の事業計画の中に防護柵、フェンス100メートルとありますがけれども、前回伊江小学校の整備のときに目隠しになる構造物は必要ないんじゃないのかという疑問をした経緯があるんですけども、今回の計画にはこの目隠しもされる予定なのか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

議員お説のとおり、伊江小学校のフェンスにも目隠しのフェンスを設置させていただいております、昨年度西小学校の令和3年度に実施しました南側の改修工事におけるフェンスのほうにも、下80センチは目隠しということで、目隠しがついているフェンスを設置させていただいております。表現的に目隠しという言い方をさせていただいているんですけども、目的としましてはグラウンドの砂の飛散防止のほうも効果として考えておまして、周辺の畑にそういった砂が飛散しないような形の対策ということも考慮したフェンス設置をこの令和4年度の西側のほうも、高さが足りないところについては、目隠しフェンスを設置するという計画で進めていただいているところです。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 内間広樹議員。

○ 7番 内 間 広 樹 議員

目隠しをされるということで、既に南側のほうはやっていると。南側のほうが民家があるし、砂塵が飛ばないような防護柵と。防護の意味と捉えます。また、西小学校の説明のときも西側の住宅に飛散しないようにということで必要になるということでしたけれども、この西小学校の東側はたばこの畑なので、そんなに影響がないのではないかと私はそう思うんです。できるだけ学校の周りには死角をつくらない。見通しのいいふうにさせていただきたいと思うんですけれども、そんなに畑に影響が出るものなのかどうか、疑問なんです。お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

80センチという高さ、フェンスの位置の下から80センチが目隠しになっているというようなフェンスでございます。効果等を尋ねられますと、この80センチの根拠で、砂が飛散するのを最大限効果を発揮するかというところは、なかなかお答えしづらいんですが、やはり今までブロック塀を積んで、それがそういった飛散防止の効果というところも危険性はあるんですが、効果を発揮していたというところを一つの基準として80センチの目隠しということで、なるべく周辺に西側のほうも道路を挟んだところには、たばこの畑があるかと思しますので、そういった近隣の耕作者への配慮ということで考えているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

先ほどの説明で、道路の歩道の幅員、あれは広げるのは大丈夫なのか。ということは中のほうに入るわけですよ。そうすると不確かな情報ですけど、伊江小のほうで何かガズィマールが枯れたという情報を聞いたんですけど、そういったことがもし中のほうに入ったら、根切りが大きくなって、そういう木が枯れるというような状況になると思うんですが、この辺はどうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

当然、この図面を見ていただくと、この西側の赤く塗られた工事箇所と並行してフェンス沿いにホルトの木が14本植えております。全てが点々として表記されていないんですが、この黒点々と示されたのが木です。こちらは今ホルトの木になります。この木に関しましては、工事の掘削で影響が出るということで一時撤去をして、その後にクロキを植栽するという事業計画になっております。トイレのほうに南側のトイレの近くにガズィマール等がございまして、議員お説の影響があるかどうかということについては気になるのかなというふうに思っておりますが、最大限木を生かす形で木に配慮した形の工事ができる心掛けでいきたいと思っております。ガズィマールについては、そのまま残すということで一応、確認を行って工事を進める計画でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

5番 島袋 勉議員。

○ 5番 島 袋 勉 議員

図面では、県道とのつながりのところに擁壁、既設のものよりも大分、角度がきつくなって、見通しが悪くなってきているんですよ。その辺大丈夫かどうか。それと多分、プールを利用する場合、35人乗りの中型バスかマイクロバスで送迎すると思うんですが、そういったときに影響がないかどうか。お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

議員お説のとおり、すみません、先ほど説明が足りなかったと反省しております。この図面の下、角、県道から西小のほうに西側の道路登っていくところのカーブの部分、現況が写真にもございますが、色塗りされていないこちら側に斜めに切れている図面が現況でございます。赤く塗られた部分がちょっと膨らんで、要するに歩道のほうにかかるような形でこの擁壁工事を行うという内容でございます。この理由としましては、令和元年の設計段階からこの擁壁をどう改修するかというのが課題となっておりました。理由としましては、このグラウンド内にあるトイレと非常に距離が近いということで、どういう工法でできるかどうかということが課題になっておりました。今年度その設計を見直す中で、どうしても既存のトイレと距離を保った形で擁壁工事をしなければ技術的に厳しいということで、これ県道になりますので、調整をした結果、こういった歩道を潰すような形で広げて、擁壁工事を実施するという内容でございます。今現在、このT字路が広くとられているんですけども、学校側に聞くと、かなり県道から右折する場合とか、学校から下って県道に入るときの左折とか、かなり内側に入ってきて歩道と車道の境目が非常に広くなりすぎている。逆に車が通るということで、ここも心配という声がありました。そこも安全上しっかりと確保するように、今幼稚園と小学校の保育所間に、赤いポールを立ててこういった車が巻き込みをしないような形で、歩道の安全を十分に確保できるような形で対策を講じるということもしながら、対策をしていくというふうに考えているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

5番 島袋 勉議員。

○ 5番 島 袋 勉 議員

ちょっとこれ図面上ではわかりづらいので、先ほど課長からあったとおり、完成後グリーンゾーンとの兼ね合いも出てくると思うので、学校サイド、それとPTAサイドとも、完成して後らも交通安全対策等に関しては協議しながら十分、安全対策には留意されることを望んで質疑を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第52号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第52号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第52号 西小学校外構改修工事（R4）の請負契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第52号 西小学校外構改修工事（R4）の請負契約について、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第53号 伊江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第53号 伊江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由並び

に改正内容について御説明させていただきます。

提案理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）等の一部改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和等について措置を講ずるため、本条例の一部を改正する必要がある。というのが本条例改正を提出する理由でございます。

令和3年の人事院勧告により職員の妊娠、出産、育児等々、仕事を両立できる職場環境の整備が認められ男性職員の育児参加や、女性職員のさらなる活躍を目的に、また非常勤職員いわゆる会計年度任用職員が出産、育児を契機に離職することなく、勤務を継続できるよう取得要件の緩和を行う改正となっております。

なお、改正条項等詳細につきましては、総務課長から説明をさせたいと思います。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

それでは今回の改正につきまして、新旧対照表とお手元にお配りました資料、育児休業等に関する条例の一部を改正についての改正ポイントを用いまして、改正概要を御説明させていただきたいと思っております。

はじめに、第2条では育児休業の取得要件を定めております。育児休業がすることができる職員は、男女の非常勤職員及び常勤職員が取得でき、日々雇い入れられる者は除かれます。非常勤職員、ここでは会計年度任用職員を指しておりますけれども、会計年度任用職員の場合には、第2条第1項第3号（ア）において、勤務日の日数が一定以上の非常勤職員で、子が1歳6か月に達する日までの間に、任用期間が満了すること。及び引き続き同じ任命権者に採用されないことが明らかでないことを取得要件としております。

第2条第1項第3号（イ）においては、養育する子が1歳に達する日において、育児休業をしている非常勤職員で、子の1歳到達日の翌日から育児休業を開始する非常勤職員また任期の末日までに育児休業をしている場合があって、任期の更新または採用に伴い、引き続き育児休業をしようとする非常勤職員が取得可能となっております。

新旧対照表、改正後の2ページをお願いいたします。第2条の3と、新旧対照表の4ページの第2条の4については、育児休業の期間を規定しております。第2条の3におきましては、1歳6か月に達する日まで、第2条の4については、2歳に達する日まで育児休業をすることができる旨を呈してございます。まずは第2条の3については、育児休業法第2条第1項中、非常勤職員にあっては、当該子の養育の事情に応じて1歳に到達する日から、1歳6か月に達する日までの間、条例で定める日と規定しております。

第2条の3第1項第1号につきまして、第2号、第3号の以外の場合は1歳到達日と定めております。原則として、子どもが出生してから1歳に達する日までの期間、育児休業が所得可能のため、次の2号、3号の要点を満たさない場合は、育児休業は原則1歳到達の日までの期間となります。

第2条の3第1項第2号につきましては、非常勤職員の配偶者が養育する子の1歳到達日以前の日、育児休業をしている場合において、非常勤職員が育児休業をしようとする場合は1歳2か月に達する日までと規定してございます。子の母が育児休業している場合は、父が連続して育児休業を取得することで1歳2か月まで取得が可能となっております。

第2条の3第1項第3号につきましては、1歳から1歳6か月に達する日までの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合に、いずれも該当する場合は1歳6か月まで延長することができます。アといたしまして、1歳到達日の翌日を育休の期間の初日とする休暇をしようとする場合、1歳到達日において、非常勤職員、または配偶者が育児休業を取得している場合、1歳到達日以後の育児休業をすることが継続的な勤務のため必要と規則で定める場合。1歳到達日を3号に該当し育児休業をしたことがない場合と定めております。

例えば、保育所に入所しようと思っているんですけども、1歳を超えても保育所に入所できなくて、1歳を超えても休業が必要と認められる場合などは条件を満たせば、1歳6か月までは育児休業取得が可能となっております。この場合原則として、子どもが1歳に達する日の翌日が育児休業開始の予定となっております。

次に改正の新旧対照表の3ページをお願いいたします。第2条の4についても、育児休業の期間を示しており、子が1歳6か月に達するまでの時点で第2条の3第1項第3号と同様に、要件を満たせば2歳までの育児休業を延長することができます。この場合においても、原則として子が1歳6か月に達する日の翌日が育児休業開始予定となっております。

次に第3条でございますが、新旧対照表は4ページでございます。第3条は、当該子について、既に育児休業をしたことがあるとき、条例で定める特別な事情がある場合を除き、その限りではないと定めております。育児休業を延長する場合の特別な事情を示してございます。改正前にありました第3条におきましては、改正前にありました第5号を削除し、第6号を第5号に改め、第6号、第7号を加える改正を行っております。

次に改正のポイントの4ページをお願いいたします。新旧対照表は4ページと5ページになります。第3条の2、育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として、条例で定める期間は57日間と新たに加える改正を行っております。

第11条第1項第6号中、育児休業等計画書を育児短時間勤務計画書に改める改正を行っております。

第22条、第23条につきましては、職員または配偶者が妊娠し、または出産したことを申出た職員に対し、個別で育児休業制度等の周知及び休業の取得意向の確認を行うなど、任命権者はこれの環境の整理を、措置を講じなければならない旨を規定しております。また、申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取り扱いを受けることがないようにしなければならないと定めております。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和4年10月1日から施行すると定めております。

以上で、伊江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第53号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第53号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第53号 伊江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第53号 伊江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第54号 伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第54号 伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

提案理由といたしましては、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（令和4年法律第7号）に基づき、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である、

なお、詳細につきましては、住民課長をもって説明させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

それでは今回の改正について、説明いたします。今回の条例改正の主な内容は、課税免除又は不均一課税に伴う減収補填制度のうち、沖縄振興特別措置法の改正により適用期限の延長、対象施設の追加や廃止、要件の改正がされたことに伴い条例中の期限の改正や各制度の改正にあわせ、文言の整備を行っております。この制度に係る村税の減収については、交付税で措置される制度でございます。

新旧対照表と午後に配信いたしました住民課の資料、A4横の資料にて説明いたします。御準備のほうをお願いします。

新旧対照表1ページをお願いいたします。第2条第2号の「産業高度化・事業革新促進地域」という名称を「産業イノベーション促進地域」に改めます。法律において、名称変更があったための改正であります。

第3条は、観光地形促進地域における課税免除の規定です。第3条中「第6条第5項」を「第6条第4項」に、「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、「間に、」の次に「沖振法第7条の2第8項に規定する認定観光地形形成促進措置実施計画に従って、」を加え、「(以下「特定民間観光関連施設」という。)」を削り、「青色申告者等」の次に「(沖振法第7条の2第6項に規定する認定事業者で、沖振法第8条第1項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。)」を加え、「沖振法第8条で定める特定民間観光関連施設」を「当該対象施設」に、「その敷地」を「当該家屋若しくは当該構築物の敷地」に、「又は構築物」を「又は当該構築物」に改めます。改正の内容につきましては、配付しました資料を御確認ください。

表の左側が改正後の内容になります。第3条関係の改正は、沖縄振興特別措置法の改正により、課税免除制度が①のように令和4年3月31日から令和7年3月31日まで適用期限が延長されました。また②の左側の表のように、沖縄県が策定した観光地形形成促進地域に基づき、事業者は課税免除を受けるための実施計画の認定や、主務大臣の確認が必要になるなどの認定制度が設けられました。

対象施設については、①から⑤までのそれぞれの部門で対象施設の追加や廃止などの改正があり、その他では対象施設の一部について、条件緩和を行っております。

新旧対照表に戻りまして2ページをお願いいたします。

第4条の見出し中「産業高度化・事業革新促進地域」を「産業イノベーション促進地域」に改め、同条中「産業高度化・事業革新促進地域」を「産業イノベーション促進地域」に、「産業高度化・事業革新促進計画」を「産業イノベーション促進計画」に、「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日に」、「期間」を「間」に、「沖振法第35条の3第4項の規定による認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、」を「沖振法第35条の3第8項に規定する認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、」を「沖振法第3条第9号に規定する」に改め、「製造業等又は」の次に「同条第10号に規定する」を加え、「設備のうち、」

を削り、「租税特別措置法」の次に「(昭和32年法律第26号)」を加え、「沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定を受けた」を削り、「青色申告者等」の次に「(沖振法第35条の3第6項に規定する認定事業者で、沖振法第36条に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。)」を加え、「これらの敷地」を「構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地」に、「提出以後」を「提出日以後」に改め、「当該家屋」の次に「又は当該構築物」を加える。

内容につきまして、資料をめくっていただきまして、2ページのほうになります。第4条関係の改正は、沖振法の改正により産業イノベーション促進地域という名称への変更は、先ほどの観光地形成促進地域に係る課税免除と同様に令和4年3月31日から令和7年3月31日まで適用期限を延長し、沖縄県が策定した産業イノベーション促進計画に基づいて、事業者は課税免除を受けるための実施計画の認定を受けることや、主務大臣の確認が必要になるなどの認定制度を設けられております。その上で、対象事業が計量証明業から特定ガス供給業に改定され、対象資産に構築物が追加されるなど要件の拡充を図っております。

新旧対照表に戻りまして、2ページの下段のほうをお願いします。第5条中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に、「ホテル用、旅館」を「ホテル用、旅館用」に、「1,000万円を超えるもの(以下「対象設備」という。)を新設し又は増設した者」を「500万円(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等が1,000万円を超え5,000万円以下である法人(新設又は増設を行うものに限る。)にあつては1,000万円とし、同号に規定する資本金の額等が5,000万円を超える法人にあつては2,000万円とする。)以上のもの(同条第12項に規定する確認がある場合に限る。以下この条において「対象設備」という。)の新設、改修(沖振法第88条に規定する改修をいう。)又は増設(資本金等の額が5,000万円を超える法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。)をした者」に、「定められた以後」を「定められた日以後」に改める。

内容につきましては、資料2ページの下段のほうになります。第5条関係の改正は離島の地域における課税免除です。先ほどの第3条、第4条関係の改正と同様、令和7年3月31日まで適用期限が延長され、対象要件も改築や修繕、模様替えの改修がついたとみております。金額要件も資本金額等に応じた基礎価格の導入が図られ、金額要件が拡充された内容となっております。

新旧対照表3ページに戻ります。附則として、第1項は、本条例の施行日を定めております。第2項は、経過措置として、改正後の第3条及び第4条の規定は、令和4年8月1日から4月1日以後に新設し、又は増設した者に係る課税免除について適用し、令和4年7月31日までに新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例によるとしております。第3項は、改正後の第5条の規定は、令和4年4月1日以後に施設又は設備を新設し、改修し、又は増設した者に係る課税免除について適用し、令和4年3月31日までに施設又は設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例によるとします。

本村におきましては、資料1ページの観光地形成促進地域における課税免除は、改正前、改正後においても適用する事業所はございません。

めぐりまして資料2ページの第4条につきましては、改正前の制度で2件の適用がございます。沖縄電力の村内に設置している送電設備や配電設備、もう1件は沖縄CN開発のリリーフフィールド側に設置されている風力発電施設2基が課税免除の対象となっております。

また第5条、離島地域における課税免除につきましては、改正前の制度で旅館業の部門において1件、東江前のペンションがございますけれども、そのペンションが課税免除の契約実施をしております。

以上をもちまして議案第54号 伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第54号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第54号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第54号 伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第54号 伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(散会時刻15時33分)